

(午前10時00分)

○議長（佐藤忠吉） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから第2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

議事日程に入る前に、きのう開催されました決算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に五十嵐久芳委員、副委員長に名村肇委員が互選されたことを報告いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第1**、一般質問に入ります。

質問は、配付しております一覧表のと通りの順とし、6日の引き続きといたします。

再質問は議席で行うことを許可します。

順番に発言を許可します。2番、佐藤勝徳君。

○2番（佐藤勝徳） おはようございます。それでは、一般質問をさせていただきます。

日本中を揺れ動かし、あの悪夢のような東日本大震災から1年半を迎えようとしておりますが、いまだに親や子供、兄弟、親族の遺体とすら面会できないでいる被災地の方がその悲しみをこらえて必死で頑張っている姿を見るたびに、早くもとの生活に戻る日を祈られずにはいられません。東日本大震災からの教訓から今注目されているのが釜石の奇跡として、釜石小学校の児童生徒がとった震災のときの行動であります。日常の防災授業で学んでいた命を守るために想定にとらわれるな、最善、ベストを尽くせ、真っ先に逃げろということだったそうです。子供たちは、自分の命は自分で守ることを学びの中から身につけていたものであります。そればかりではありません。自分の家族も津波到達寸前に避難をさせて守ったのであります。以来、釜石の奇跡として国内はもとより、世界中から注目されるようになっております。

そして、今南海トラフ巨大地震に備えて各地の防災訓練で命を守ることを重要視した訓練が行われていると言われます。例えば徳島県では、消防団員が救助に当たる前に住民を避難させるための率先避難の訓練をいたしております。南海トラフ巨大地震の新たな想定が出されました。新たな想定では、亡くなる方が32万3,000人、浸水する指定避難場所が51%というとてもない想定であります。保育所や小中学校、病院の高台移転を計画している自治体が費用の支援を国に求めているということも一部報道がありました。いずれにしても、東日本大震災の教訓からのことであろうと思われまします。そこで、これら教訓からさきに通告しておりました町の防災対応について質問し、町長のお考えをお伺いいたします。

まず最初に、東日本大震災の教訓から町の防災対応についてお伺いいたします。1番目に役場機能が喪失した場合の対応についてであります。東日本大震災においても津波や原発事故に

より役場がその機能を失うようなことになり、大変困難をした自治体が実際にあったようです。我が町では、想定しにくいことではありますが、もしそのようなことがあった場合、直接の災害対策ということだけでなく、戸籍や住民登録と行政の基本となる重要な情報を失い、その復旧には非常な困難を伴うことが明らかとなりました。既に重要な情報のバックアップ体制の整備ということは行っているとは思いますが、どの程度のバックアップ体制がなされているのか。また、町内にも本庁舎以外にいざという場合、拠点となる施設が必要であろうと思います。いずれにいたしましても、費用のかかることではありますが、着実に整備しておかなければならないことだと思います。町長は、今後このようなことに対してどのような取り組みをしようとお考えになっているのかお伺いいたします。

2 番目に、防災訓練の見直しについてであります。東日本大震災では、防災訓練で避難していたところに避難しながら多くの方が被災されたということが報道されております。町でも毎年のように防災訓練が行われておりますが、これまでの防災訓練ではとりえず集まれる場所、施設に集まるということが優先されていたところがあったかのように思います。しかし、そういうことでは住民の安全は守れません。きちんと最終避難場所までの訓練が必要であるということは言うまでもないことであり、どこが安全な避難場所なのか確認し、住民に認識させておくことが重要なことでもあります。避難訓練の見直しとあわせて防災マップの見直しを早い時期に進めなければならないと思います。防災訓練などは一町村では対応できないことも多く、中央防災会議でも広域的な対応ということの訓練も必要であるとされております。町が中心となって積極的に防災訓練の内容を高度化させていかなければならないと思いますが、町長はどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

3 番目に、災害弱者への対応についてであります。高齢者、乳幼児、障害者などいわゆる災害弱者と言われる方々への対応についてお伺いいたします。災害時、みずから避難できない方については、あらかじめそのような方がどこにどのくらいいるのかということ把握して、どのように援護して避難させるかということを準備しておくことが必要であります。水害などでは、ただ避難指示をするだけでは、うちにいれば助かったのに避難しようとして逆に水に流されたり、避難途中で土砂崩れに遭ったりということもあり、特に災害弱者については十分に援護の措置をとらなければならないと思います。また、避難施設も一般の方々とは違う程度整った施設でなければならないと思いますが、避難支援等についてどのように考えているのかお伺いいたします。

4 番目に、避難場所の再点検についてであります。最近、狭い場所に集中して雨が降る、いわゆるゲリラ豪雨による低地の浸水であるとか予想もしなかった場所での土砂崩れ等の災害が報じられております。また、豪雨災害では避難場所へ避難する途中での事故ということも問題になっております。町では、避難場所というものがきちんと指定され、周知されております

が、どうも避難場所全てが安全とは言えないのではないかと印象を持っております。私は、災害の専門家ではありませんが、素人目に見ましてもちょっと危険ではないかと思われる箇所が避難場所までの経路を含めて見受けられます。町では、避難場所の安全性についてどのように調査し、把握されているのか。今後避難場所について見直しが必要な場所がないのか、あるとすれば検討されているのかお伺いいたします。

次に、2番目として学力テストの結果と学力向上の取り組みについてお伺いいたします。全国学力テストについては、その結果の公表をどのように行うかということで問題になっておりますが、学校の序列化を私は求めているわけではありませんので、ここでお答えいただきたいということではありません。しかし、何かを行ったらその結果を確かめ、結果を分析して将来に生かすということで改善があるわけでありますので、学力テストの結果についてどのように受けとめているかということと今後どのような学力向上のための取り組みを行うかお考えをお伺いいたします。

また、単にテストでの点数の向上ということだけでなく、東日本大震災で示されたような命を守る防災教育の重要性、生きた力をつける教育、郷土の歴史を踏まえた教育、そのようなことは学力テストには出てきませんが、必要であろうと思います。テストの点数ということはもちろん重要であり、学力の向上ということが生きる力の向上になる部分もありますが、そういうことだけでなく、住んでいる町の将来のための視点は備えられているかどうか、あわせてお伺いいたします。

以上、通告しておりました2点について所見をお伺いし、この場からの質問を終わります。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） おはようございます。佐藤勝徳議員の東日本大震災の教訓から、町の防災対応についてのご質問にお答えいたします。

1点目の役場機能が喪失した場合の対応についてであります。東日本大震災での被害により、現在地での役場機能を喪失し、移転や間借り状態でようやく業務を再開した自治体の状況については、これまで数多く報道されておりますので、その経過や現状につきましては省略いたしますが、今日では自治体業務のほとんどがコンピューター処理され、基本となる住民基本台帳、戸籍、土地、家屋や所得等の税務データなど重要なものほどデータ化され、コンピューターサーバーに記録されております。従前は、サーバーのデータを電算システムの委託業者のデータセンターに送信し、バックアップとして保管するとともに、週1回磁気テープでバックアップをとることで、何らかのトラブルでデータが消えたとしても、最悪1週間分の更新データを紙の申請書や入力票から再処理することで復旧ができる体制でありました。しかし、役場庁舎内に複数台サーバーを設置する自庁サーバー方式は、サーバーだけでかなり電力を必要とし、その発熱によりサーバー室にクーラーを設置しなければならず、さらに電力を必要とする

ため、経費削減、省エネ、節電、環境問題もあり、技術開発や超高速通信網が整備されていく中で、現在は自前でサーバーを持たず、光ケーブルを利用して信頼できるデータセンターにデータを置くクラウド方式に切りかわっていく流れとなっています。当町も4月から宇都宮市に免震構造のデータセンターを持つ現在の委託業者のクラウド方式に切りかえており、電力量を減らし、経費削減、省エネ、節電につながっております。しかし、災害では光ケーブルの断線も考えられることから、証明書等の必要最小限の業務が行えるよう、小型サーバーを設置して備えをしております。さらに、庁舎及び情報センターには、照明やコンピューター端末、防災放送システム、地デジ難視聴対策にも使用している庁内の光ケーブルネットワークが稼働できるよう、それぞれ非常用自家発電装置を設置しております。

本庁舎以外の拠点施設として、情報センター、保健センター、防災センター、ヘルスケアセンター、町民体育館等が上げられますが、役場機能を持たせるためには既存の機能を維持しながら、構造やスペース、どの程度の改修が必要かなどそれぞれの施設に合わせた想定、設計が必要となります。現時点ではまだ着手していませんが、不測の事態が起きてから混乱に拍車をかけることのないよう、地域防災計画の見直し作業にあわせて検討したいと考えております。

次に、2点目の防災訓練の見直しについてであります。現在の防災訓練はご承知のとおり昭和50年8月6日の水害の翌年から行っており、ことし9月2日に第37回目を開催したところであります。地域防災計画で想定している地震と火災の発生を想定し、情報伝達、非常招集、初期消火、避難誘導、火災防御、救助、救命救急、炊き出し等の訓練を及位、釜淵、大沢、差首鍋、真室川の3地域持ち回りで行っております。訓練項目も多く、午前中での日程となっていることから、時間を要する避難誘導訓練は、一旦仮集合場所に集まり、まとまって公共施設の1次避難所に集合するという想定内容ですので、実際の避難の仕方とはなっていない状況であります。地域によっては、土石流や崖地の危険箇所等もあることから、地域の実情に沿った第1次避難場所や避難経路の設定が必要であり、形骸化しないよう地域に応じて防災訓練の内容を変えることも検討しなければならない時期に来ていると考えます。ハザードマップについて現在の洪水ハザード、土石流ハザードの両面マップのほか、新たに地震ハザードのデータも公表されております。仮にこれら3種類のマップに見直しをした避難所を記載すると、大まかな避難経路しか表示できず、サイズもかなり大きなマップになってしまい、全戸配布した現在のマップのように折り畳んで入れた袋がどこにあるかもわからないことになっては意味がありませんので、新たに作成、配布するものは町内全域ではなく、地域に合わせそれぞれに避難経路も書き込めるようなものにしたいと考えております。間もなく自主防災組織の拡大と地域での防災意識醸成のため座談会を開催しますので、危険箇所の確認や避難場所のあり方、避難経路の自主作成等について要望も受けながら、十分な協議をしてまいります。

また、広域的対応と高度化についてであります。昨年11月、当町の町民体育館を会場に真

室川、金山町、鮭川村、国交省東北整備局、新庄河川事務所、山形県土木部、最上総合支庁、気象庁、自衛隊、警察署、N T T、東北電力、報道機関等が合同で大規模土砂災害危険管理演習を行っております。あらかじめの想定をしない災害が発生し、状況がリアルタイムに変化するシミュレーションの中で、いかに情報を各関係機関と共有し、協力のもと住民への1次避難場所への避難勧告、さらに2次避難場所での安全避難誘導と救援、災害箇所への応急対応等の訓練を行いました。災害を想定する部署、実際に災害対応を行う部署、その行動を記録する部署で構成され、総勢117名、当町からは28名の職員が参加しました。後日評価コンサルタントが各行動を分析、評価した結果をもとに反省会も行っております。初めての経験ではありますが、災害の発生が想定されるとき、また実際に発生したときにとるべき行動は頭に焼きついたと思っております。次回も参加しながらこういった経験を防災訓練に生かし、内容の高度化に向けていきたいと考えております。

次に、3点目の災害弱者への対応についてであります。昨年佐藤勝徳議員と大友又治議員の一般質問で策定方針についてお答えしました。災害時要援護者避難支援計画を昨年7月に策定し、高齢者、要介護者、身体、知的障害者、乳幼児、児童生徒を対象にした個々の台帳を作成し、災害時に誰が支援してどこの避難所等に避難させるかなどを定めた個別支援計画を作成していくことにしております。現在ひとり暮らし高齢者と高齢者のみ世帯の台帳は整備し、マッピングも行っておりますが、以外の方々については国のガイドラインにより台帳登録が申請方式となっているため、よかれと思っても行政が内部情報や関係機関の情報で台帳を作成できないことがネックとなって進んでいない状況にあります。自主防災組織や社会福祉協議会、民生委員、児童委員協議会などの協力で台帳登録への働きかけを依頼しながら、なるべく早い機会に個別支援計画を作成したいところであります。現状では、隣近所の状況がわかっている地域内での情報共有が最も重要であり、自主防災組織の役割が大きなものであることを行政と地域が十分認識し合い、日ごろの意識づけがますます必要でありますので、情報提供と啓発活動を行ってまいります。

また、要援護者の避難施設であります。東日本大震災で見られたように、個々の状況に合った施設がなく、体育館や通常の施設での長期避難で身体的、精神的にも健康を損なう方々が多く出た教訓もありますので、個室や少人数で滞在可能な設備があり、支援も可能な梅里苑や中学校の冬期宿舎、秋山クロスカントリーハウス、ふれあいセンター安楽城、さらに県に要請して神室少年自然の家の利用を考えております。さらに必要であれば、地区公民館や空き校舎、被災のない親戚縁者を含めた一般家庭での受け入れの依頼も含めた想定をしながら、必要な検討をしてまいりたいと考えております。

次に、4点目の避難場所の再点検をについてであります。現在の地域防災計画は平成14年に作成し、各地域における避難場所を設定しております。各避難場所は、公共施設がほとんど

であり、避難経路もハザードマップでは大まかに表示されており、経路上に障害が発生する可能性について考慮しているとは言い切れない感があります。指定している公共施設も解体したり、構造や収容力が現実的でない施設もありますので、現在行っている地域防災計画の見直し作業の中で避難場所の状況を確認し、状況にそぐわないものがあれば変更をしてまいります。避難経路の詳細は、さきに述べたとおり各地区の自主防災組織との座談会の中で、県、町が把握している危険箇所と地元住民が把握している箇所の確認をして、同じ地区でも経路が違う場合もあると思いますので、わかりやすくマッピングをしながら、有事の際は住民の頭にしっかりその経路が浮かぶように日ごろの確認や訓練をしてもらえるよう、状況を把握して助言、指導を行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 教育長、竹田嘉里君。

○教育長（竹田嘉里） おはようございます。佐藤勝徳議員の全国学力テストの結果と学力向上の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

23年度は、東北大震災のため中止された全国学力テストですが、今年度は4月の17日に実施しました。方式は対象が小学校6年生と中学校3年生で、22年度同様に文部科学省が定めた全国30%の抽出校、さらには抽出校から漏れ、各市町村教育委員会が希望し、参加した学校の希望校の2段階構えのものであります。本町は、真室川中学校が抽出校に該当、他校は希望校として参加しました。これから報告します結果につきましては、受験者数を多くして、数値の妥当性、客観性を高めるために抽出校と希望校を加えた真室川全体の小学校6年生、中学校3年生のものであります。まず、今年度の結果を全国、県との中に位置づけながら報告いたします。

小学校国語Bは、全国、県平均と比較して大幅に下回っていた。小学国語AにおいてもBほどではないが、下回っていた。小学算数Bは、県平均が全国44位で、町内小学校でも同様にかなり低い傾向にあった。中学国語A、Bにおいては、全国平均を上回っていた。22年度は全国を下回っていたので、学校の頑張りによりかなりの改善が図られていた。中学数学Bは、県平均が全国第4位となったが、町内中学校でも全国を上回り、県平均と比較しても遜色がない結果であった。小学理科、中学理科は、今年度初めて実施された教科であるが、中学は全国、県とほぼ同一水準を保っていたが、小学校は中学と比較すれば若干下回る。町内中学校が国語A、B、数学A、B、理科において、全国、県平均に近い結果を残していた。校内での問題行動や生徒指導の課題がなくなり、教員、生徒が学習に安定して取り組める環境ができてきたことがよい結果をもたらしていると見ています。

一方町内小学校においては、教育界では正答率が比較的高く出ると考えられている国語Aにおいて、全国、県平均と比較してかなり下回っていた。全国、県が80%を超えている中で、本町は72.7%であり、問題の性質、内容を考えれば、7割ができていればよいの考えにはなかなか立ちにくい。A問題は、基礎的、基本的な知識、技能が身につけているかどうかを見る問題

であって、B問題の基礎的、基本的な知識、技能を活用することができるかどうかを見る問題を解く土台をなすものであるとするならば、A問題にかかわる学力の定着、安定こそがB問題のできのよしあしの鍵を握っていると考えています。

真室川町の児童生徒の学力の実態。町の教育課題は、何といたっても学力の向上であり、町校長会の場において危機感を持って確かな学力を児童生徒の身につけさせなければならないと強調し、指導を行っています。全国学力、学習状況調査において、まず初めにA問題の正答率を全国水準にまで高める、さらには全国より高いとされる県水準にまで高めることを目指すべきと考えています。B問題を解くには、A問題を解く力が身につけていることが絶対条件になると言っても過言ではないと思います。4月の教職員の顔合わせ会の席でも数値として捉えやすく、見えやすく、取り組みの成果も追跡、評価しやすい、見える学力、つまり知識、理解、技能、表現を高めてほしいとお願いしています。ただし、つけ加えますと、見えない学力、意欲、関心、態度、創造力を全て否定するものではなく、車の両輪のように両者が一体となって大事にされて、子供たちへの教育が進められるべきと思っています。本町の児童生徒の実態からは、まず基礎的、基本的な知識、技能の確実な定着こそが優先されるべきだろうと考えています。土台、基礎が安定しないところに家は建たないということわざを大事にしたいと考えています。

教育委員会がすべきこと。学校が望む教職員配置に近づけるよう教育長は努力することが大事で、さらに教育委員会が描く町の目指す教育の姿も伝えながら、両者で共通理解をして人事を行うことも大事だと経験上思っています。町校長会機能を働かせ、意思疎通を十分に図っていきます。本町の学校勤務を希望する教員がたくさん出るような魅力あるやりがいのある学校現場づくりを学校と一緒に頑張って取り組んでいきます。

学校に望んでいること。学校現場に対しては、①、一步一步地面を踏み締めて進むように地道な指導をし、確実にその学年で学習すべき内容を身につけさせること。②、教員は一時間、一時間の授業を大事にし、児童生徒にとって楽しくわかりやすい授業を行うための教材研究に努め、学習効果の上がる授業を行うこと。③、子供理解に努め、両者が信頼される関係を保ち、心で子供と向き合う教育をすること。④、学校が校長を中心に一つにまとめ、困難場面を全員で解決できる力と行動力を持つこと。⑤、常に一歩先、二歩先のことを見据えて、対処が後手に回らないようにすること。⑥、子供たちを大事にした教育ができて、保護者、地域住民からの信頼を得た学校運営をすること。⑦、子供たちにとって学校が楽しく思える場にするなど確かなものになるよう働きかけを行っています。

学級担任をお願いしていること。子供たちを好きになってほしい。子供たちを大事にしてほしい。子供たちの幸せを大事に考えてほしい。一時間の授業を大事にし、精いっぱい子供たちと向き合い、温かい教育愛、心を持った教育をしてほしいなどを求めて教育長職の仕事を進めてきております。

昨年度から導入された小学校新指導要領国語科において、童謡、唱歌で豊かな感性を育てるが加わりましたが、愛知教育大学教職員大学院教授の佐藤洋一教授は、①、言葉の意味を知る。②、音読する。③、言葉の使い方を意識させたり、実物を想像させたりする。④、歌の背景や歌の変遷を知る。⑤、様子や情景を想像する。⑥、歌を覚える。⑦、生活に結びつけるの深まりがあると述べています。例えば「月」。出た出た月がで歌い始められるこの歌、皆様もご存じのことと思いますが、学習が「月」を歌えれば終わりではなくて、国語科の授業で目指すものは、きつとこの歌の奥にあるものまでもを引き出し、深く考えさせる授業が求められていて、これこそがBの活用力を高める早道になると考えています。Bの活用力を高めることは、経験上そう簡単なことではありません。知識はあっても知恵がなければなりません。生きる力の教育、Bの活用力の重視教育の存在価値もここにあるものと考えています。

この例にあるように、学級担任、教科担任は、深い深い教材研究が毎日求められますし、教員の多忙を取り除く環境づくりも大事だと考えます。ゆっくりと子供たちに向き合える時間、教材研究ができる時間の確保を、学校においては教育課程編成の工夫をするなどで編み出すようお願いしていますが、中学校は部活などもあり、苦勞しているのが学校現場の現状と捉えています。

次に、住んでいる町の将来のための視点は備えられているかのご質問ですが、年齢の低い児童生徒に今自分の住む真室川町や地元のよさを知らせるための教育の現状とその教育が将来につながるの観点からご説明いたします。真室川町の教育は、学校教育を例にとりますと、町学校教育指導委員会に教育委員会が諮問し、教育委員会の願い、町教育課題、そして国、県から打ち出される教育指針などをまるでたて糸、よこ糸を編むかのように総合的に構成員が検討、協議し、最終的にまとめた答申を教育委員会が承認する場を経ながら決定します。継続して目標達成のために取り組む内容もありますが、年度ごとにつくりかえられる真室川の教育が全てで、その年度の教育全般を網羅するものとなっています。一年間それに従って記載内容に漏れを起こさないよう取り組みに気を使いながら、学校現場では実践しています。当然これは、生涯学習社会教育との整合性も図ったものとなっています。

24年度の教育の重点が真室川の教育の核になりますが、4つの項目の中には命を尊重し、他とのかかわりの中で豊かな心と健やかな体を持とうとする町民の育成や生涯を通じて学ぶ町民の育成等の内容があり、地域の環境、つまり土地、人、もの、ことを生かした生涯学習活動を展開しながら、町民に意識づけと実践力を育てていくことを目指しています。

さらに、学校教育を例にとりますと、具体的に真室川町の子供をこんな子に育てたいという目指す子ども像が掲げられていて、その内容は①、希望を持ちみずから学ぶ子供。②、健康で明るくたくましい子供。③、困難に耐え抜く力強い子供。④、互いに助け合い励まし合う子供。⑤、みんなのためによく働く子供づくりであり、その実現を目指して校長を中心とした学校経

営、教育課程編成等が行われ、地元地域の特色を生かしながら、各校ごとの味つけもされた上で教育が行われています。

ご質問に関連した今学校で行われている教育活動場面を幾つか紹介しますと、①、命を支える食育では、地産地消による学校給食の推進から地元産業への理解、町の特色理解、さらにはかかわる人々が工夫、改善して、生産量、収入を高めている点にまでつなげ、人の生きる苦勞、楽しさ、喜び、すばらしさに触れさせています。②、生き方教育、キャリア教育では、職場体験学習の実施から地元産業の理解、適正な勤勞観、職業観を育て、将来の進路決定の支援と職業人としての心構えについて育つことを目指しています。③、生きて働く基礎的、基本的な学力の定着では、生涯学習の基礎となる学ぶ意欲、学び方、学ぶ楽しさ、学ぶ意義を身につけさせるように努めています。④、地域素材の教材化や人材活用では、地域住民との触れ合い、そしてきずなの深まりから、人は一人で生きているのではなく、ともに生きていく大事さ、そして町、地元のよさを実感したり、郷土を愛する心を芽生えさせたりして、大人社会に生きる準備を考えさせています。⑤、学校の周りの自然の観察、生物を守ろうとする気持ちを育て、自然に恵まれた町のよさを知らせ、その豊かな自然環境が人が健康に生きていく上でとても大切なことを実感させながら、町の豊かな自然環境を大事にしていく心と実践力を高める取り組みをしています。⑥、伝承文化の継承、交流学习の充実では、文化の伝承を大事にする心、社会性、コミュニケーション力の育成を図っています。町の文化を残す観点から子ども伝承祭、真室川音頭の学習と祭りへの参加等々は、地域のよさやふるさとに誇りを持てる心を育てる絶好の教育の場としています。

今教育にかかわっている者たちは、この子供たちが将来真室川町を愛し続け、町を支えてくれる優秀で貴重な町の人材になっていることを夢見て、教育を計画し、指導を継続しています。子供の将来を大いに期待しているところです。

教育とは人づくりであって、急ぎ過ぎず、長いスパンで見なければなりません。幼いうちから郷土のよさを知る、地元の自然を守る、人のきずなを大事にする、先人から学ぶといった学習を経験した者たちは、この学びをそう簡単に忘れることはありませんし、大人になって同様の場面に出くわしたときにも先行経験として役立ち、生かされていくものと考えております。

○議長（佐藤忠吉） 2番、佐藤勝徳君。

○2番（佐藤勝徳） どうもありがとうございます。時間ですが、1つだけ再質問をさせていただきます。

まず、1つは先ほど町長の答弁の中に防災訓練の見直しという私の質問の中で、これから間もなく自主防災組織の拡大と地域での防災意識の醸成を高めるために座談会を開催しますということでありましたが、ぜひうちの町は今自主防災組織の組織化がまだ低いと思いますので、

低くないのか、高いのですか、そうですか。きょうの新聞では、最上町は大変県よりもまだずっと高かったというような話があったようですが、うちの町もぜひそういった自主防災組織をどんどんつくっていただいて、例えば町が指定している避難場所までの避難の経路などあるいは避難の場所など、そういった自主防災組織が組織されて、そういった方々で自主的にそういったものをつくるということが私は大事ではないかなと。このたびの東日本大震災でも随分区長さんが中心になってそういったことを何度となく訓練をして、その結果が大変いい結果にあらわれていたというような地区もあったようでありますので、ぜひよろしく願いをしたいと。それが先ほど私が申し上げた釜石の奇跡が子供たちにそういったことがきちんと頭に入っていたということもあらうと思いますので、ぜひ自主防災組織、できれば全集落あたりで組織させていただければ最高だなと、私はそう思っておりますので、そこら辺もよろしく願いをしたいと、そんなふうに思います。

それと、教育長さん、大変随分時間をかけてご答弁いただきました。ありがとうございます。私からすると、これは大変難しいことかもしれませんが、先ほど教育長の答弁の中で学校が希望する教職員の配置、これは大変教育長としては一大の仕事だと思います。ぜひそういったことが将来の学力向上あるいは将来の子供たちの生きる力へのつながりも出てくるだろうと思いますので、よろしく願いをしたいと。

それともう一つ、実は私たち1、2年生の議員がことし研修をさせていただきました、ある町で。そこで、その町の町長さんが教育に対する本当に熱弁を振るっておいりました。その中で私が感心したのは、この町に住みたい子供を育てるのではなくて、住みたいと思える子供をこれから育てていくという話であります。そこが大事なのです。住みたいと思える子供を育てていくというようなことでありましたので、私たちの町も大変教育は人づくりであるということは当然であります。これからぜひそういった子供を育てていただきたい。これは、答弁は要りません。ぜひそういうことをこれからもよろしく願いをしたいなと、そんなふうに思います。

1点だけ町長、さっきの自主防災組織についてこれからどういった座談会をしながらどういったことをお願いしていくのか、ご答弁をお願いしたい。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） では、かわりに答弁いたします。

数字上の組織率は高いです、私どものほうも。ただし、今数字上80は超えております。しかしながら、実際面の高度等、訓練等、そういった意識の高い組織かと言われれば、それはそうではないというふうに感じておりますがゆえに、座談会を開催しながら実質的な自主防災組織になっていただきたいということで今年度から開催していきたいと。それとあわせて防災放送塔整備しましたものをあわせながらやっていきたいと。ハザードについてはあくまでも想定図でございますので、つくった時点で頭から消えるようなものでございます。議員言われるとこ

ろの防災マップ、地域防災マップ、自分で避難経路を書き込めるようなマップをお互いに協議
というか、お話をしながら、どういうづくりが一番いいのかということも含めて座談会の中で
協議をしていきたいというふうに考えてございますので、ちょっと時間はかかるかと思うので
すけれども、全地区となりますか、全地域、ある程度まとまっていただくか、これから区長さ
んと事前にちょっとある程度相談をしながらやっていきたいと考えておりますので、よろしく
ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） ここで会議を閉じ、休憩します。

（午前 10 時 50 分）

（休 憩）

（午前 11 時 10 分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

引き続き発言を許可します。4 番、佐藤正君。

○4 番（佐藤 正） それでは、私の一般質問に入りたいと思います。

ことしの夏は非常に暑くて、まだまだ暑さも残っているというようなことで、農家にとって
は稲作という部分については大変喜ばしいことなのですが、畑作というふうな面では大変な状
況だというふうに聞いております。ましてや熱中症というふうなことで、農家の方の中でも倒
れてしまったという方もいると聞いております。そのような状況の中で農業を続けているわけ
なのですが、そういうことで私は農業について質問をしたいと思っております。

県では、2006年から5年間、県内の新規就農者の65歳未満の人を対象とした実態調査を行い、
まとめております。農地の取得からスタートした就農者の75%は、農業所得が300万未満で、
全体の69%が農業所得で家計を賄えないと答えているなど、改めて新規就農者の経営状況の厳
しさが浮き彫りになっております。家計を賄えない状況では、いずれ離農につながるおそれも
あるため、県では就農者の生活を支える体制づくりを急ぐ必要があるとしております。

また、農業従事者の高齢化、農産物の価格の低迷が深刻化する中、県では新たな担い手の確
保、育成を図るために平成23年6月以降、就農者の実態を把握するため、アンケート聞き取り
調査を行っております。06年から10年度の5年間に就農した人、61人のうち32人の人が答えた
内容は、就農準備から新規に農業に従事した1年間に使った費用は、平均で520万円。内訳は、
農地賃借費用が17万、設備資金が198万円。種、苗や肥料、農薬の購入などの営農費が98万円。
家計費が142万円などである。10年度の農業所得額は、100万円未満が34%、100万円以上200万
円未満が25%、200万円から300万円未満が16%で、100万円未満が3人に1人、75%が300万円
未満の所得だった。こうした実態から農業所得だけで家計を賄えないと答えた人が全体の69%
に上った。家計の不足分は、家族の農外収入、貯金の蓄え、親族からの借り入れ等で賄ってい
る。経営向上の取り組みとしては、規模拡大、生産技術向上としているが、販売分野に関する

改善意識が強く、また農産物の販路はＪＡを基本に消費者への直接販売などさまざま。今後の販路拡大策は、消費者への直接販売のほか、インターネット販売に強い関心を持っていることもわかっております。

調査の結果から県は、新規就農者が想像以上に厳しい環境にいることを再確認したとして、今まで取り組んできた就農者に対する相談の受け付けと研修期間を１年から２年に延長して、さらに国の就農給付金について市町村を通じて交付する準備に入っている。今後についても県農業経営支援室は、県と市町村、関係機関の連携を一層密にし、就農者をどう手厚く守り育てていくかについて検討したいと話している。農業分野において担い手の確保、育成は、最大の課題である。それが実際には家計も賄えないレベルの所得しか得られていないのであれば、関係機関がセーフティーネットを構築して、若者が安心して農業経営にチャレンジできる環境づくりを進める必要があるのではないかと新聞等で報道されております。

農林水産省では、平成24年度新規就農者への支援策として、みずから独立して農業を開始する方に青年就農給付金（経営開始型）として給付金150万円、最長で５年間、農業を始めて間もない時期に給付金を給付する支援と青年就農給付金（準備型）給付金150万円、最長２年間で農業技術の研修中に給付金を支給する支援。そして、農業法人等へ就職する方への支援策として、農の雇用事業（農業法人等への支援）があり、農業法人等が新規農業者を雇用して栽培技術や経営ノウハウの研修を実施する場合に、研修に要する費用を助成、助成額は120万円、最長２年間。また、その他にも農地集積の支援策として、出し手に対する支援、農地集積協力金で農地を出すこと、利用権設定または農作業委託への踏み切りを支援する施策で、その中には経営転換協力金と分散錯圃解消協力金の２種類があります。受け手に対する支援策は、規模拡大加算、安定した土地利用の確保を支援する施策で、交付単価10アール当たり２万円の支援を農林水産省で提示しているわけですが、新規就農者と同様に当町の農家経営は一部の農家を除いて赤字経営である。しかも、兼業農家が多く、その担い手は50から60歳くらいの年齢となっております。農家の後継者は、仕事を求めて町外、県外と流出して、集落に残っていない状況であります。今新規就農者、そして従来の就農者とその後の後継者に対して支援と施策の説明をもっと周知させる必要があるのではないかと思います。

議員勉強会の際、ある町での研修で1,000万円農家の育成に町挙げて取り組んでいることをお聞きしました。当町でも1,000万円農家の育成に取り組みは可能ではないか。そこで、町長に伺いたいと思います。

- 1、農業後継者の育成と確保について。
- 2、当町の農業経営に対するアンケート調査の実施について。
- 3、町長が基盤産業として位置づけしている農業に対する今後の推進計画について。
- 4、関係機関とのセーフティーネットの構築について、町長のご答弁をいただきたいと思い

ます。

よろしくお願いします。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 佐藤正議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の農業後継者の育成と確保についてであります。初めに担い手となる新規就農者の関係であります。山形県内で新たに農業につく新規自営就農者、新規参入者、雇用就農者など新規就農者数は増加の傾向で推移し、平成23年度では224人となっております。全国では新規就農者5万8,120人で、前年に比べ3,550人、6.5%増加しています。この増加の一因として、雇用不安の拡大から農業が注目され、就農希望者が増加していると言われていています。当町における新規就農者数は、平成14年からこれまでの10年間で28名となっております。近年では平成22年度が9名、平成23年度が7名という状況で、若者の農業への関心の高まりとともに、雇用情勢の不安定な環境から農家の出身者で、他産業に一度就職してから就農するUターン就農者が増加していることが要因の一つとなっていると思われます。

一方、農業を主とした仕事とする基幹的農業従事者、特に65歳以下の従事者数については、平成17年の330人から平成22年の359人とわずかながらですが、増加しているところであります。持続的に力強い農業構造を実現するために必要とされる基幹的農業従事者を65歳以下の年齢層で担うためには、全国で毎年2万人の新規就農者が必要とされるのに対して、実質は1万人程度であることから、これを倍増させるため青年就農給付金制度が発足したことはご存じのとおりであります。

次に、確保対策について申し上げます。新規就農者という場合、その就農の方法により農家出身者が親元で就農する新規自営就農者の場合、新たに土地と資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始する新規参入者の場合、これに農業法人等に就職し、農業に従事する雇用就農者の3つに区分されるのが一般的であります。

まず、新規自営就農者の場合についてですが、国での就農に関する情報提供や体験研修、就農支援などの相談、助成措置などがありますし、県でも就農支援研修や初期の設備投資に対して無利子で貸し付けを行う就農支援資金の措置などのさまざまな取り組みが既に行われております。これに加え議員ご紹介のとおり、平成24年度からは就農を目的として農業大学校等で研修を受ける場合、研修期間中に年間150万円を最長2年間給付する青年就農給付金、準備型と人・農地プランに位置づけられている独立、自営就農者に対して年間150万円を最長5年間給付する青年就農給付金、経営開始型という国の助成制度が新たに創設されることとなり、当町では今年度において5名と1組の夫婦を支援対象としてこのたびの一般会計補正予算に計上しております。就農者の初期設備投資に係る支援としては、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業や活力ある園芸産地創出支援事業への町費のかさ上げなど、農業者の投資計画に沿う支

援、助成を行っておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、新規参入者の場合ですが、積雪地帯であることや水稻などの土地利用型の農業が経営の主であること、都市圏域でないことがその理由と思われるが、当町において近年の受け入れ事例は把握しておりません。まずは、受け入れ環境の整備についてであります。当町に移住し、新たに農業を始めたいという方への住宅などの提供については、現在のところ具体的に指定した物件や農地などは留保しておりませんが、町の空き家対策事業等を活用しながら、情報提供を行いたいと考えておりますし、農地、技術等についてはこれまで同様に県新規就農相談センター、山形県、関係機関との連携のもと、情報提供、技術の習得、資金融資等の相談を受けるようにしているところです。

農業も経営であり、何よりも必要なのは事業を展開しようとする意欲であると考えますが、制度、政策の説明については、事あるごとに機会を捉えて今後とも説明し、周知してまいりたいと考えます。

次に、2点目の当町の農業経営に対するアンケート調査の実施についてであります。農業経営の実態については国の農業経営統計調査営農類型別経営統計、農畜産物生産費統計などの統計調査や県においてなされる分析調査資料や指標を実態把握のため有効に利用しているところであります。町でのアンケートであります。これまでも必要に応じて実態調査を行ってきているところであり、参考までに報告いたします。この6月に人・農地プランに関して人と農地の問題や10年後の集落や農業のあり方について農業者の皆様を対象にしたアンケートを実施したところです。所有農地の経営意向についてお伺いしたところ、規模拡大が41戸、7.6%、現状維持が337戸、62.3%、耕作してくれる人に貸す人が147戸、27.2%、手放す人が14戸、2.6%という結果であり、記名式ですので、そのままプラン作成の基礎資料とし、活用しているところであります。今後もアンケートまたは調査については、その目的、内容、精度、費用を勘案しながら、必要に応じて実施してまいります。

次に、3点目の基幹産業として位置づけている農業に対する今後の推進計画についてであります。まず現状について、専兼別農家戸数の推移は平成17年と22年の比較において、農家戸数は869戸から780戸へと減少しているものの、専業農家については65戸から97戸に増加しているところであり、農業就業人口について1,039人から886人に減少しているものの、1,000万円以上の販売金額を上げる農家数については、26戸、3.7%から35戸、5.6%と増加しているところあります。また、認定農業者109人の平均年齢は55歳となっています。

米価下落により稲作の経営収支が悪化していることへの対応である米所得補償交付金についても標準的な60キロ当たりの販売価格1万2,000円が標準的な生産費1万3,700円を下回り、1,700円の恒常的なコスト割れが生じているため、10アール当たり相当分1万5,000円を定額部分として全国一律単価による面積払いの補償がされ、それでもなお米価変動により不足する部

分について米価変動補填交付金として措置されているところであります。

また、将来の不安を嘆く農業者が多いことも事実ですが、法人化による経営改善に積極的に取り組んだり、ニラ、ネギの夏秋野菜生産や山菜生産を拡大したり、また畜産についても飼養農家数は減少しているものの、多頭飼育化が展開されるなど意欲的農業者がふえていることも事実です。

第5次総合計画において農業の現状と課題を踏まえ、施策の方向を定めているところです。まず、基幹作物である稲作関係については、食味重視の良質米安定生産を基本にしながら、環境に配慮した付加価値の高いこだわり米の生産を振興し、消費者から支持される魅力ある米づくりを推進するとともに、集落営農等による規模拡大による生産コストの低減を図ってまいります。

次に、より生産性や収益性が求められる園芸につきましては、地域気象条件を生かした品種、高品質で市場性の高い野菜等の園芸作物、立地条件を活用した山菜等の導入との組み合わせによる特色ある安定した周年型農業経営の促進に努めてまいります。

また、基幹施設とも言える秋山牧場の整備を図った畜産につきましては、飼養規模拡大のための生産体制整備、水田を活用した飼料基盤の確立、秋山牧場の機能強化を進め、資源循環型農業の推進と一層のコスト低減、高品質化を図ってまいります。

稲作、園芸、畜産の作物振興を進めながら、生産基盤となる水田の基盤整備や農地の集約化を推進するとともに、認定農業者の育成や集落営農の確立、後継者の確保を通じて担い手の育成を進めるとともに、生産性の向上をあわせて図ってまいります。

特に中山間地地域農業については、立地条件に応じた生産基盤の整備を進めるとともに、地域住民など多様な主体が連携参画しての農地、水資源の保全活動を促進してまいります。

以上を基本に、国、県の関係施策を活用しながら、農業者、農業団体等関係事業主体とさらに連携を図りながら進めてまいります。

次に、4点目の関係機関とのセーフティーネットについてについてであります。新規就農者において家計も賄えないレベルの所得しか得られないのであれば、関係機関がセーフティーネットを構築して、若者が安心して農業経営にチャレンジできる環境づくりを進める必要があるのではないかとのご指摘ですが、まさしくセーフティーネットとして今年度より事業化されたのが先ほどの青年就農給付金関係の事業であります。関係機関と連携しながら、制度、政策上のでき得る限りの支援を行うことは、行政として当然のことではあります。農業はあくまで事業、経済活動であり、営農生産技術、販売努力、資金力が必要であり、当然経営リスクを担保しながら事業展開されるべきであるとも考えますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 4番、佐藤正君。

○4番（佐藤 正） 今最近の農業状況に対していろんな施策が出ているというふうなことでありま

すが、この周知がもっと、周知を早くする、そしてまたこの事業がもっと早く出てあれば、今までの農業者も継続してやっておったのではないのかなというふうに思っております。私どもが農業をやっているときには、私は今もやっていますけれども、当時農業は米が基本で、その当時は米の値段が1万7,000円以上だったと思います。ほぼ経営をなさっている方々は、2町歩ぐらいの方々が多かったのではなかろうかなというふうに思います。その後政府のほうから増産というふうなことで開田というふうな事業が始まりまして、各地区で開田をやって増産というふうな状況になりました。そのときから反面、出稼ぎという部分がありまして、そして冬期間には出稼ぎで収入を得ておったというのが当時の農業の経営形態だったというふうに思います。その当時は、農業をやっている若い方々は、希望と将来もこれでやっていけるのではないかなというふうな考えで、自分のうちの農業を継いだ方が大部分だったというふうに思います。ただ、出稼ぎで経営をやっているというのは、やはり子供ができればうちから離れて半年間もうちを留守にするというふうな状況では、本来の農業経営ではないというふうなことでありますので、その後農業をやっている方々はハウス、冬期間にハウス関係の仕事に移ったわけです。当然そのときには、タラの芽が最初だったと思います。そして、ウドとかそういう部類、そういうふうな栽培に走ったわけなのですが、それはほとんどの農家がそういう取り組みをやったと。そして、今の現在に至るわけなのですが、その中で販売ルートを確保した人もしくはいわゆる生産するに当たっての能力のある方におかれましては、やはり生産を上げて農業経営をうまく向上させたというふうな経緯があります。しかしながら、当時JA農協で青色申告の会を設けて、それを農協の職員の方々からお聞きしながらやっていた経緯があります。農業委員長の会長さんもいらっしゃいますが、当時会長でやっておったのですが、その当時から収入に関しては黒字経営になっている方が余りいなかったと。一部の方々だけで、ほとんどの方が赤字経営であったというふうに皆さんから聞いております。私を含めて、ただ稲作だけでやっている方々については、ほとんどが赤字経営であったというふうに思っております。その後ハウス栽培でやったわけなのですが、当初はやはり少なかったというふうなこともありまして、値段のほうもよかったですらうと思います。それで、比較的安定した高収入を得てハウス栽培を始めた。その後戸数が多くなってくるに従って値段等々が崩れてくるような状況になり、大変な状況になったというふうに聞いております。その後また転換の早い能力のある方については、ニラ、ネギというふうなことで新しい方向に進んでやったというようなことで、経営の中身についてはやはり早目、早目と動いた方が高収入を得ながら農業をやって……

○議長（佐藤忠吉） 質問者に申し上げます。

再質問ですので、何を執行部から聞き取りたいのかを整理して再質問してください。

○4番（佐藤 正） それで、私が聞きたいのは、いわゆる収入の面でもっと早く応援をしていただければよかったなというふうなことで、もう一つは今後もやっぱりそういうことが起きないと

は限りません。でありますから、そういう部分の中で町でそういうふうな状況に陥ることのないようにそういう手だてというものを講じていただくことができないのかということをもまず1点聞きたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 戸別補償というようなことが出てきていますけれども、もっと前にもいろいろな山間地域に対しての支援はあったと思っていますし、町単独でも土壌改良的なところに対してもやってきた経過があらうかと思っています。それをやはりしっかり経営的に踏まえながらやってきていけば、まだもっともっと頑張ることができたのではないのかなと思っています。その最たるものは、やはり確かに議員が言われたように園芸関係だったと思います。これは、農業の関係機関でも1反歩当たり、どういう作物をつくれば幾らになりますよというのはもう出ているわけです。それにのっとってやれば、やれてきたのだらうなと思っています。今ニラ、ネギを中心に町では拡大しているわけでありまして。言われているように1,000万超えている人がふえているというのは、やはりそういう園芸関係をしてきている人がふえているから、そういう実績になっているのだらうなと思っています。そんなになくても1,000万、ニラ等を出せば以前、今はちょっと下がっているということですが、1反歩当たり100万になると言っています。ですから、1ヘクタールあれば1,000万の売り上げがなるという。経費とかいろいろあるわけでありまして、そういうことを考えればもっともっとやっていけているし、今現在でもそういうことをやっていければ、実際農家の人がやっているわけでありまして、町外に研修もいいですけれども、実際町でやられている人たちと一緒に野菜組合でやっているわけですが、それをやっぱり実践していければ、まだまだやれる人が出てくるのではないのかなと思っています。

○議長（佐藤忠吉） 4番、佐藤正君。

○4番（佐藤 正） ちょうど8月に入ってJ A真室川で直売のあさひというふうな、ああいう直売の店舗をつくっております。それから、この前に私ウエルマートの真室川店に行ったら、一部の野菜売り場にそういう販売をして地元の野菜を販売するような、そういうふうな売り場面積を拡張しておったというふうなところを見てきました。なお、うちの町でもやっておりますまごころ工房とか森の停車場等でのそういうふうな販売というふうなことなのですが、先ほどの質問の中でも農業の経営の中で、低収入の方々のアンケートの中で、そういうふうなインターネットの販売とかそういう小規模店舗の中での販売をやっていききたいと、そういうふうなことを考えているというふうなアンケートの中で出ているわけなので、その部分の中でJ Aではそういうふうな真室川ではやっておりますが、そういうふうなものに対して町のほうではどういうふうな考えを持っているのでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 新しくできた産直についても担当の課です、担当のほうからいろいろ打ち合わせをしながら、それを県にお願いしながらできたものと思っていますし、町としても十分対応しながらやってこれていると思っています。

○議長（佐藤忠吉） 4番、佐藤正君。

○4番（佐藤 正） そのほかに今のJA農協の安楽城支所の部分にも加工場等をつくるというふうなことでなっていますよね。そういうふうな予定をしているというふうに聞いております。そういうふうなものに対しても町では支援をしながら、例えば作物をつくった場合、生産した場合に商品として売れるものはいいのですが、いわゆる売れないものも出てくる可能性があるわけですね。例えばキュウリとかそういうふうなものについて。そういうふうな加工についてこういうところにこういう加工場があるので、そこに持って行って加工すれば、そういうふうな売り上げ等については高く売れますよとかそういうふうな周知的なものなのですが、今後そういうふうなこともやっていくような考えはないのでしょうか。町自体でそういうふうな広報で出してやっていくと。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） それは、実際経営なさっている方々がやるものだと思いますし、今名前が出ましたけれども、JAの全国ネットであるわけですね。そういう購買力というのは、私、町よりは、はるかに実績もあるし、知っているのではないかと思いますけれども、そういうルートで実際今真室川の農産物、そういう人たちが販売しているわけでありますので、そういうことでやってもらえればいいかと思っています。

○議長（佐藤忠吉） 4番、佐藤正君。

○4番（佐藤 正） そういうふうな商品として売れないものがありますから、それはそういうふうなものを売るということで、個人の農家が自分でそういうふうなものを探してやっていくということは当然だと思いますが、そういうふうな能力があればインターネットかけたりなんなりしてやっていくということはあるだろうと思うのですが、そういうふうなちょっとしたてこ入れできるような、こういうふうなこともやっているのですよとかこういうふうなこともやっているのですよというふうな部分をもっともっと周知させていく必要があるのではないのかなと思うのです。というのは、キュウリ農家等で実際に販売をしている部分がいいのですが、売れない部分の分はもう捨てているというふうな部分がありますので、そういうふうな部分を周知させていくような、そういうようなネットワークみたいなものの構築等を企画課のあたりとか産業課のあたりでやっていくような考えはどうなのでしょう。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 以前の販売している方々にもいろいろ話ししながらインターネットとか、あと販売、ほかでもやっているような商品のところに写真を張ってやっていくような、いろいろな

アイデア、町としては出してきたところであります。それをやっぱり実現するのは、組織の人たちだと思います。また、売れないものをどうするのかというのは、それは町に言うことではないと思っております。やっぱり自分たちでどういうふうにして販売したらつくったら売れるのかという、それは組織の人たちで考えてやるものだと思っております。

○議長（佐藤忠吉） ここで会議を閉じ、休憩いたします。

（午前 11 時 49 分）

（休 憩）

（午後 1 時 00 分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

引き続き発言を許可します。7 番、大友又治君。

○7 番（大友又治） それでは、私からは障害者福祉の関係で一般質問をさせていただきます。

ことしも障害者スポーツの祭典、パラリンピックが発祥の地で現在開催されております。164の国、地域から約4,300人が参加する史上最大の規模の大会。障害を持つ方々がハンディを乗り越えて頑張っておられます。日本選手団も競泳の田中選手が世界新記録を更新して金メダルを獲得ということで、オリンピックに負けず、ご活躍をしておられます。日本選手団の健闘を期待したいと思っております。

それでは、さきに通告しておりました事項について質問をさせていただきます。平成24年6月27日、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律、平成24年法律第51号が公布されました。改正障害者基本法、平成23年7月成立を踏まえ、法の目的規定を改正し、基本理念を創設することにより、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法としています。施行期日は、平成25年4月1日、一部平成26年4月1日となっております。

新聞報道等によりますと、6月20日可決、成立した障害者総合支援法は、重度訪問介護サービスの対象拡大など、新たな施策を盛り込んだが、内閣府の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が出した骨格提言は、ことごとく採用されず、6目標、60項目の提言があったそうなのですが、取り上げられたのはわずか1項目と。38項目については、触れられてもいないといった状況だそうでございます。「障害福祉サービス利用料の原則無料化も見送られた。サービス利用料を原則1割負担、応益負担とした自立支援法をめぐるっては、各地で違憲訴訟が起こされ、民主党が同法廃止を約束して原告団と和解。だが、廃止は実現せず、自己負担も残った」。中略になりますけれども、「元原告団は、再提訴も辞さない姿勢を示した。一方、知的障害者の親らでつくる全日本手をつなぐ育成会は、障害者福祉は社会保障でも出おかれており、一歩でも前に進むことが重要と評価。新法が難病患者を福祉サービスの対象としたことに日本難病・疾病団体協議会は歓迎したいと述べた」というふうな新聞報道がなされておりました。平成25年

4月の施行に向けては、まだまだ紆余曲折があると思われます。

平成24年3月、県は、第3期山形県障がい福祉計画を策定しました。この計画は、障害者自立支援法第89条に基づき、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目標に、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定めたものです。障害福祉サービスの提供体制の確保については、①、県内どこでも必要な訪問系サービスを保障、②、希望する障害者に通所系サービスを保障、③、グループホーム、ケアホームの充実を図り、施設入所、入院等から地域生活への移行の推進、④、福祉施設から一般就労への移行の推進、以上4点に配慮し、数値目標を設定し、計画的な整備を行うとともに、相談支援の提供体制の確保については、サービスの適切な利用を支える相談体制の構築のため関係分野のネットワークを設ける等、市町村と連携し推進するとしています。計画の位置づけは、山形県総合発展計画及び第3次山形県障がい者計画、山形県地域福祉推進計画等を踏まえ、市町村障害福祉計画との十分な連携が保たれた計画とするとなっております。計画期間は、平成24年度から平成26年度の3年間となっております。障害者自立支援制度が変更された場合、随時見直すこととなっておりますので、障害者総合支援法の施行に向けて見直しが必要となるのではないかと思います。計画の各年度における達成状況は、山形県障がい者施策推進協議会に報告し、その審議を経て公表することになっております。

町は、平成24年3月、障害者自立支援法第88条に基づき、第3期真室川町障がい者福祉計画を策定しています。計画は、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の生活支援施策について実施計画的なものとして数値目標を掲げて策定しております。真室川町障がい者計画、第5次真室川総合計画を初め、他の個別計画の内容と整合性を図りながら、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の必要量の見込み、提供体制の整備に向けた具体的な計画を策定するとなっております。計画期間は、平成23年度から平成26年度までとし、障害者自立支援法の抜本的な見直しの場合、必要に応じて計画を見直すこととしております。県と同様に見直しが必要となるのではないかと思います。また、第5次真室川総合計画の基本構想、前期計画においても障害者福祉の充実を掲げております。

障害者が障害のない人と同じように生活をするためには、安心して外出でき、安全で利用しやすい施設や設備などの環境づくりが大切です。これらの整備は、障害者だけでなく、女性や子供、高齢者等、全ての人に優しいバリアフリーやユニバーサルデザインを考慮した福祉の町づくりの推進につながります。県では、年齢や性別、国籍や身体能力の違いなどにかかわらず、誰もが利用しやすいように配慮したユニバーサルデザインの考えを取り入れて、平成20年3月に山形県みんなにやさしいまちづくり条例を制定しました。今後とも障害者等のニーズに応える整備が必要だと思っております。

山形県おでかけらくらく情報、山形ユニバーサルデザイン情報マップでいろいろならくらく情報を発信しております。例をとってみますと、最上地域で車椅子対応エレベーターのある施設は16施設となっております。うち役場内にあるのは、金山町、鮭川村、戸沢村の3町村となっております。

障害者の自立にとって雇用、就業の促進は、最も重要です。平成19年1月から2月に町で実施した障害福祉に関するアンケート結果では、今後働きたいと思っている方が66%、そのうち一般企業で働きたい、自営業をしたいと思っている方が約半数となっております。第3期計画では、地域活動支援センター事業について目標年度の平成26年度も基礎的事業3カ所、9人の計画となっております。現在ドリームハウスに7人、町外に2人が通っております。センターの利用料は月額1万円で、利用者には月額5,000円の奨励金が支給されています。つまり5,000円が利用者の持ち出し、利用者の保護者となるのでしょうか、持ち出しです。障害者が経済的に自立した生活を送るため、国は2007年、平成19年、授産施設などを利用する障害者の工賃を5年間で2倍に引き上げようと工賃倍増計画を策定しました。平成22年度の障害者自立支援法に基づく県内の就労継続支援事業所及び授産施設で働く障害をお持ちの方の工賃、賃金月額の実績は、1万5,455円となっております。工賃倍増5年間計画の対象施設の平均は9,911円ということで、自立には非常にほど遠い賃金となっております。ドリームハウスは、ドリームハウスを今後国庫補助の対象施設にするための要件整備や取り組みが必要だと思います。小学校の空き校舎や町内の空き家利用、また耕作放棄地が全国的に問題となっている中、農業と障害者の連携に向けての取り組みなど、今後考えるべきだと思います。

平成19年7月の県の補助金交付規程改正で、それまでは負担なしであった重度心身障害児、者の院外処方での医療費、調剤費が1割、月額の上限が1万2,000円ですが、その自己負担となりました。私平成20年12月の一般質問のときに自己負担分の助成措置をしているのは、山形市のみでした。町内では、約20万円ぐらいかなというふうな答弁をいただいていた。それで、助成についてと言いましたが、検討したいというふうな答弁でございましたが、現在の県内の助成の実情と町内対象者の把握や助成の考えはどのようになっているのでしょうか。

町では、高齢者、児童、障害者に対して福祉サービスを提供していますが、平成20年7月から所得要件が設定されています。福祉の町真室川を目指すべく各福祉サービスの継続支援や強化が大切だと思います。障害は、他人事でなく、病気やけがでいつハンディを持つかわからないし、誰でも高齢になれば体が不自由になり、24時間の介護も必要になってきます。これも19年のアンケートですけれども、72%の方が真室川で暮らしたいというふうに答えております。長年住みなれた地域で障害者が生きがいを持って暮らすため、また刻々と変化する障害者福祉の情勢に対応するため、福祉の向上のため、障がい者計画、障がい福祉計画等のさらなる検証が必要だと思います。福祉の町づくり、自立と共生の町づくりのために、以下により町長にお

伺いたいします。

1、福祉の町、自立と共生の町づくりのために障がい者福祉計画等の検証を。

①、第2期計画の成果と今後の対応は。

②、町のユニバーサルデザイン、バリアフリーの対応は。

③、障害者の雇用、就労状況と支援強化策は。

④、重度心身障害（児）者医療の実情把握と助成の考えは。

⑤、町の福祉サービスの継続、強化の考えは。

以上、私のこの場からの質問を終わります。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 大友又治議員の福祉の町、自立と共生の町づくりのために障がい福祉計画の検証についてお答えいたします。

平成18年度から施行された障害者自立支援法は、市町村が実施主体となり、障害の種別にかかわらず、個人の利用者ニーズに即した公正なサービスが提供され、障害者の地域生活を支え、就労を進め、自立を支援することを目指してきました。しかし、利用者負担や施設利用から地域生活への移行の課題、事業所の新体系移行に伴う課題などがあり、施行後に特別対策事業や法の一部改正により、利用者の負担軽減や事業者の経営基盤強化支援が行われてきました。

当町では、障害者基本法及び障害者自立支援法の基本理念と国の基本方針、県の計画を踏まえ、平成18年度に第1期障がい者計画と第1期障がい福祉計画を、平成20年度に第2期障がい福祉計画を策定しました。これに基づき、全ての町民がみずからの意思や主体性のもとに自立した生活を送ることのできる地域社会の実現を目指して、障害福祉サービスの確保、提供と地域生活支援事業等の施策、事業を積極的に進めてまいりました。

第1点目の第2期計画の成果と今後の対応はについてではありますが、第2期計画での各種サービスごとの計画と実績の子細は割愛しますが、居宅介護や行動援護などの訪問系サービスと施設入所やグループホーム利用などの居住系サービス、日中活動系サービスの生活介護と短期入所は、ほぼ計画どおりの利用となりました。

就労移行支援の利用はなかったものの、就労継続支援の利用は計画を上回り、雇用契約を締結して、一般就労に向けた生活活動や就労に必要な知識、能力向上のための訓練を受けるA型事業所の利用希望者がふえています。

地域生活支援事業においては、排せつ管理支援用具等の日常生活用具給付は、ほぼ計画どおりでしたが、地域活動支援センター利用は社会福祉協議会に運営委託しているドリームハウスの利用人数が平成23年度末で7名にとまり、町外の事業所利用者も3名で、計画より少ない利用となっています。任意事業である日中一時支援事業は、計画を上回る利用となりました。計画と利用実績が乖離したサービスもありますが、全体的には必要なサービスが適切に提供でき

たと考えております。

第2期計画の実績と利用動向、国、県が示した第3期計画策定の考え方、真室川障がい者計画の内容を踏まえ、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の必要量を見込み、最上管内の各事業所との連携によるサービス提供体制の整備に向けて、第3期真室川障がい福祉計画を本年3月に策定しました。ことし6月に障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に改められ、制度の谷間を埋めるために難病による障害の追加、障害特性に応じた適切な認定区分を行うために障害程度区分から障害支援区分への変更、障害者支援内容の拡大、改善がなされることになりました。これに伴い、市町村及び都道府県の障害福祉計画を必要に応じて見直すこととなります。現時点では、計画変更に関する国、県の考え方が示されていませんが、必要な場合は今後の国や県の指導を踏まえ、第3期障がい福祉計画の見直しを行います。

次に、2点目の町のユニバーサルデザイン、バリアフリーの対応はについてであります、総合運動公園、ふれあいセンター安楽城やヘルスケアセンターまむろ川などの新設に際しては、施設整備計画段階で県の福祉のまちづくり条例並びに福祉のまちづくり整備マニュアルに即したユニバーサルデザインやバリアフリー化を図り、障害者等の利用者に十分配慮した整備に努めてまいりました。また、中央公民館、釜淵地区総合施設、及位地区総合施設には、車椅子用スロープや自動ドア、エレベーターなどを設置、改修してまいりました。役場庁舎にも車椅子用スロープと自動ドアは設置しましたが、構造上の問題もあり、エレベーターの整備には至っておりません。まだバリアフリー化できていない公共施設が多い状況であります、今後利用者の状況や財政状況を考慮しながら、各公共施設の改修計画にあわせ、バリアフリー化やユニバーサルデザインを導入し、福祉の町づくりの推進に努めてまいります。

次に、3点目の障害者の雇用、就労状況と支援強化策はについてであります、昨今の経済情勢、雇用情勢の中で、障害者の一般就労への道は厳しく、新庄職業安定所の調査資料によると、管内に本社がある従業員数56人以上の企業に雇用される障害者は、平成23年6月1日現在84名で、22年度より14名増加していますが、雇用率は1.56%と法定雇用率1.8%を下回っている状況にあります。町内の障害者の一般就労状況は把握できていませんが、平成24年3月末時点で17名の方が一般就労に向けて一定の生活活動に従事したり、就労に必要な知識、能力向上のための訓練を受ける就労継続支援事業サービスを利用しています。平成23年4月には、障害者の就労に関する相談、支援を行う最上障害者就業・生活支援センターが新庄市にある友愛園に開所し、障害者の一般就労への橋渡し役と地域や職場での生活相談を受ける体制が整いました。町でも就労を希望する障害者の方々に対し、最上障害者就業・生活支援センターを紹介するとともに、最上障がい者就労支援機関協議会の構成員として、地域の障害者雇用事業所や養護学校、関係機関と連携を深め、就労支援に努めてまいります。

次に、4点目の重度心身障害者医療の実情と現状把握と助成の考えはについてであります、重度心身障害者医療給付制度は、心身に一定の障害がある方の医療費を助成する制度です。給付対象者は、町民税所得割23万5,000円以下で、身体障害者手帳1級または2級、療養手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者、国民年金等公的年金障害等級1級の障害基礎年金受給者、特別児童扶養手当1級程度の方となっています。助成内容は、本人または扶養者の前年所得に所得税が課税されていない場合は、一部負担金なしの医療証が交付され、医療費の自己負担はありません。本人または扶養者の前年所得に所得税が課税されている場合は、一部負担金ありの医療証が交付され、医療費の1割が負担となり、ただし1医療機関につき外来月額1万2,000円、入院月額4万4,400円が上限負担額となっています。以上が山形県医療給付事業で行われている助成内容ですが、当町の場合、この事業については最上地区広域連合が保険者として給付等を行っています。

平成23年度における当町の本医療証該当者は、一部負担金なし260人、一部負担金あり18人、計278人となっており、給付額は最上地区広域連合4町村の合計ですが、総医療費は約10億6,700万円で、うち保険者負担が9億5,800万円余り、県医療給付事業負担が1億600万円余りで、患者一部負担は医療費全体の0.2%程度の約260万円となっています。自己負担に対する自治体補助は、県内では山形市のみが単独事業として、薬局院外処方に係る支払い済みの一部負担金について、申請により助成しているようです。自己負担に対する町助成に関しては、さきに申し上げましたとおり、本事業は最上地区広域連合が保険者として実施しており、構成4町村間の施策の均一化という観点もあり、今後実施可能かどうか論議したいと考えており、また県内の他の自治体の動向も見定めながら検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、5点目の町の福祉サービス継続、強化の考えはについてであります、障害者自立支援法に基づく支援給付と地域生活支援事業に加え、山形県総合交付金事業として紙おむつ支給、人工透析通院交通費助成を継続し、平成23年度からは新たに在宅酸素療養者に対し、電気料金の一部助成事業を実施しております。町独自事業としては、重度心身障害者介護激励金と重度心身障害児養育手当の支給、福祉燃料券、福祉タクシー券の交付、障害者世帯への除雪支援事業などを実施しております。この中で福祉燃料券については、平成22年度より福祉タクシー券と同様に社会参加と日常生活圏の拡大のため、通院要件を除外し、また利用者の利便に配慮し、月別使用量制限を廃止する見直しを行い、除雪支援事業では降雪、積雪状況に応じて支援額の増額を行ってまいりました。

また、本年度から町が身体障害者相談員並びに知的障害者相談員を委嘱し、各相談員と福祉課及び社会福祉協議会の担当者との情報共有、連携の強化を図り、障害者からの相談や意見を的確に把握し、適切なサービス提供につなげております。今後も障害福祉施策に対する障害者福祉団体や関係機関からの意見、要望、地域福祉計画推進委員会障がい福祉部会での検証、提

言を踏まえ、事業内容や給付要件などの見直しを行い、さらなる障害者福祉施策の充実を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 7番、大友又治君。

○7番（大友又治） 第2期計画、1番目の成果は、計画どおりいったようだというような答弁でございました。今後の対応については国、それから県の、これは施行がまだでございますので、これからいろいろ詰めていって遺漏のないような対応をお願いしたいと思います。

2番目の町のユニバーサルデザイン、バリアフリーの対応。エレベーターが3町村だと。私もこの議会3階ですので、ここまで来るに本当高齢者の方とか障害者は大変だなと思います。ただ、かといって、ではそれをしろとは言わないのですが、費用対効果もありますので。ただ、事例として3町村あるということと言わせてもらいました。それで、エレベーターに関しましては、多目的がエレベーターあるのですね、釜淵の多目的集会施設。ところが、県のらしく情報の中には、そういうのは載っていないのです。ですから、らしく情報をちょっと見てみますと、多目的トイレを見てみてもエレベーターを見て、最上地域の車椅子対応エレベーターがある施設の16のそのうち町の施設が3つというふうに言いましたけれども、町村施設が。だから、あそこの多目的が車椅子対応できるのであれば、それをらしく情報に載つける努力をするべきだと思うのです。だから、あっていて漏れているのも非常に残念だなと。それから、多目的トイレについてもそうなのです。最上地方、多目的トイレのある施設というと、ここであるのは健康管理センター、真室川福祉協議会のあそこしか載っていないのです、らしく情報。だから、町がそういうバリアフリーやユニバーサルデザインをして福祉の町づくりをしようとしているのであれば、そういう情報の発信が全然されていない。だから、それをおでかけらしく情報の中に、これ県で出しているやつですから、その辺のところをもう少しチェックをして、漏れているのであればそれを、確かにまだこれから整備をしなくてはいけないものがありますけれども、整備をしていて漏れているものがあれば、この情報にちゃんと入れられるようにそのチェックをぜひお願いしたいと思います。それが1点です。それから、何回もやっていいので、まずその件について。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 議員のおっしゃるとおりだと思いますので、県と打ち合わせしながら載せてもらえるようにやってまいりたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 7番、大友又治君。

○7番（大友又治） それでは、ちょっと言い忘れました。総合体育館も、あそこは私ちょっと2階のほうへ行きましたら、障害者トイレは2階にはなかったのかなと思いました。1階にはありますか。私ちょっとチェックをそれをしなかったのですが。ですから、町の施設をチェックをして、ここもトイレ、水洗化というか、ウォシュレットになりました。それから、1階にもあ

れ多目的トイレですから、あれもやっぱりらしく情報に載っけてもらうべきなのです。その辺を整備も含めてお金はかかるでしょうけれども、福祉の町づくりを目指すのであれば、それぐらいチェックをして改善をしていていただきたいと思います。

それから、障害者の雇用ということで、確かに非常に法定の1.8%はクリアしていないというふうなことでございましたけれども、これをやっぱり1.56では、前の自立支援法という名前は非常によかったのですが、全部自分でやりなさいということで、応能負担から応益負担になってもう必ず1割を取られる。それは、少しずつ改善をしていったのですが。先ほど言いました6目標、60項目のただ1つしか、それも大した、ただ基本の目標だけなのです、クリアしているのが。60項目があるのですけれども、ところがもう全部何も手が打たれていないということでございました。私もそれを全部チェックしたわけではございませんけれども、60項目が全部バッテンになっておる。それで、話はちょっとあっちこっちではないが、雇用、就労の関係にもなるかと思うのですが、ドリームハウス、今町のほうから支援をしています。ただ、それが交付税措置されるの支援だけであって、国の国庫補助金が出るような、そういう先ほど言いました基礎的なやつしか目標としていないと、基礎的事業だけで。ですから、国の補助金があれば、町からの負担はそのままでも国から補助金があれば、だからドリームハウスへ1万円出して5,000円しかもらっていないのです。だから、そうではなくて、もうちょっと国から支援が出れば、つまりそれは例えば今7人しかいないと。では、それを10人にすればいいのか。それから、さらにそれをどういうふうなことを整備すれば国庫補助の対象になるのか。その辺のところももう少し詰めて。ところが、計画の中に26年にそれが全然出ていないのです、基礎的事業しか計画されていない。ですから、庄内新聞報道なんかでは、庄内のほうでは障害者が、ここにもちょっと私持っていますけれども、いろんな山王かうとか障害者支援施設が運営している、これ食料品の販売です。そして、そこで販売する農産物については自分たちが生産をしている。そういうようなところもあるので、例えばの話ですけれども、差首鍋小学校が廃校になる。あそこには教育長が校長先生時代に本当にいろんな作物が野菜から果物を栽培して、児童にいろんな生産の大切さとか労働の大切さとか、それから食の大切さ、そういうことをやる、そういうふうなスペースがあって一生懸命やっていたのを私見たことあるのですが。だから、これはそことは言わないのですが、つまり耕作放棄地というのは今いっぱいありますので、耕作放棄地をお金を出さなくたって使ってけろという人がいると思う。そういう体制をとれるのかとれないのか、そういう考えがあるのかないのか。さらには、先ほど言いましたようなドリームハウスをもう少し格上げをして、補助金をもらえるような施設に格上げしようとする町としての考え方。これ障害者の考え方も要望もあるかどうかとも必要なのですが、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 今ドリームハウスについての機能強化事業への取り組みということかと思われます。ご承知のとおりドリームハウスは、自立支援法施行後に従来の小規模作業所から地域活動支援センターということに移行されました。その段階でも今おっしゃられるように基礎的な部分を中心にとということでの利用者の継続ということでありまして、新たな先ほども事例等ありましたように生産活動という部分については、指導員の体制づくり、あと障害者の利用している実態ということを踏まえながら、現在少しずつでありますけれども、事業の受託というところで進んできているというのが実態でございます。3期の計画の中で機能強化までは至らない数値目標ということでありますけれども、現実に一昨年でありますけれども、最大9名の利用希望まで至ったところがありました。ただ、事業の内容が自分のもしくは利用している障害者の程度というか、作業に従事できる程度が差が大きくて、何人かは他の事業に移られた、具体的に言えば就労支援事業B型のほうに移られた方。あと、どうしても人間関係も含めてですが、ドリームハウスの環境になじめなくて、結局利用をやめた方等々いらっしゃるようです。町内で先ほども町長からの答弁にありましたように、就労継続支援事業所に利用希望が非常に多いというのは、やはり一定程度の作業能力をそこで身につけて、一般就労はなかなか厳しいのですが、契約で行く就労継続支援A型というのがあります。管内にも新庄市に数カ所あるのですが、そちらのほうに移ればというようなお考えの方が多いいのかなというように思っております。どうしても地域活動支援センターにつきましては、基本的な日中の生活をまずは確保するというのが主でありまして、就労支援事業所のような形で一定程度の賃金を得ていこうという考え方ではないという部分がありますので、そのところで障害者のニーズとの差があるのではないかなというように感じております。これまでも指導員の体制づくりには苦慮してきた点も実態ありまして、どうしても障害の程度が重い方もいらっしゃるし、労働という部分になじめない方もいらっしゃるということも踏まえて、現在は保育士並びに調理という形での2名体制でありますので、新たな事業に取り組むとなると、それに適応する指導員の確保もあわせて必要なかなと思っております。今後は、利用者のニーズをもう一度確認しながら、あと町外でサービスを利用している方々の実態を把握して、機能強化に結びつけられるかどうか、今期中で検討し、時期のほうに、強化事業に取り組めるかどうかを検討してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤忠吉） 7番、大友又治君。

○7番（大友又治） 現状では計画では強化事業の取り組みはしてないのですが、私のところにも新庄のほうに通所している方を何人か知っています。だから、そういう人は比較的に工賃の高いというか、そこへ何で行っているのだというと、自動車で行っているのだとかお父さんが送っていつているのだと。それで、給料どのくらいもらっているのだと聞いたのですが、なかなかちょっと教えてくれません。ただ、1万円出して5,000円ですから、だから280万ぐら

い町が出しているわけです。これは、交付税措置というのはこれどれぐらいになっているのでしょうか。町が280万になっている。これはどれぐらい、私そこまでちょっと調べなかったのですが。だから、交付税措置にされたものをそのままいっているのであるから、もしそれが交付税措置来るのであれば、何も5,000円ではなくて1万やって1万、1万のプラ・マイ・ゼロにすることも可能なのかなというふうな、ちょっと私何割来るのか、その辺のところをわかりましたら、ちょっと、まだ時間ちょっとありますけれども。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 大変申しわけありません。交付税として算入されている金額についてはちょっと掌握してございませんので、後ほど調べてご報告申し上げたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 7番、大友又治君。

○7番（大友又治） では、まだちょっと時間あります。重度心身障害（児）者医療です。それで、ちょっと私これを答弁を見ていますと、つまりその方が260万、これ4町村で260万円という解釈でよろしいのですね。前平成20年に質問したときは、町内は約20万ぐらいというふうな答弁だったのです。それで、そのときも山形市だけしか助成をしていないと。そうすると、今の現状も山形市はしているわけですね。それで、これ山形市、前に1,000万ぐらいなんて新聞に出たけれども、そうではなかったということですから、もし山形市は今どれぐらい助成しているか、わかりましたら。それで、真室川町で、これ4町村で260万ですから、真室川町、これあたりが18人ですね、1割負担をしている人が、18人で260万。それで、真室川町は何人でどれぐらいに当たるのか。それが20万ぐらいだったら、町単独ではできないということですが、町の状況はどうでしょうか。それと、山形の状況どれぐらい今助成しているのか、わかりましたらそれもお願いします。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長、高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） 町の金額ということなのですが、これは広域連合で所管してございまして、照会かけたのですが、全体の金額はわかるのですが、町分を出すという機能がちょっと今電算の絡みでなくて、全体の数値しかわからないという回答を得てございます。あと、山形市につきましてはちょっと金額把握してございませんでしたので、後ほど調べてご報告いたしたいというふうに思います。

○議長（佐藤忠吉） 7番、大友又治君。

○7番（大友又治） もういい、もう時間過ぎてしまいましたのでいいです。調べてわかれば。

○町民課長（高橋秀一） では、調べてご報告いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第2、報告第9号** 平成23年度健全化判断比率並びに公営企業資金不足比率の報告についてを議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第3**、議案第32号 真室川町教育委員会委員の任命に同意を求めることについてを議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を省略して、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第4**、議案第33号 町立中学校統合に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。7番、大友又治君。

○7番(大友又治) これ及位中が真室川の中学校に統合するということなのですが、第3条の町立中学校寄宿舎設置条例。これ一部、だから真室川中学校だけしか、県内で及位中学校と真室川中学校の2カ所しかなかったわけなのですが。それで、真室川中学校の直近の利用状況、それから及位中学校の直近の利用状況をお聞きして。それから、統合した場合に今度は遠くなりますので、だから及位中学校、だから定員がどれぐらいのキャパシティがあるかなのです、真室川中学校で。そして、真室川中学校になった場合に安楽城地区と、それから及位地区、どれぐらいの生徒がだから定員が、どれぐらいの生徒が入れるのか、そこをちょっと

お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長、佐々木明君。

○教育課長（佐々木 明） 県内における寄宿舎、いわゆる運営している寄宿舎については及位中学校だけということです。冒頭のお話の中では、利用状況ということでございます。真室川中学校については、ここ3年ほど入所者はございません。及位中学校、23年度においては4名が入所してございます。

それから、真室川中学校になった場合、真室川中学校寄宿舎の場合の定員ということでございますが、30名の定員として設置をしてございます。

（「定員は何名ですか」の声あり）

○教育課長（佐々木 明） 30名。

（「30名」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 7番、大友又治君。

○7番（大友又治） 定員30名、及位中4名ですね。そうすると、例えば統合することによって交通の便とか。だから、今の真室川中学校ゼロですけれども、対象の生徒は入ろうと思えば入れる生徒は何人ぐらいいたのか。今わからなければ結構です。今後統合した場合に統合すると、では通学距離、それから交通機関のいろんな関係から、何人の生徒が、例えばみんなが希望したら、例えば30人の定員に対してみんなが希望しても20人なのか、その辺の定員30名に対して、ただ及位中学校で4名、それ今何年生かちょっとわかりませんが。だから、これからも寄宿舎を利用があるのかな。その辺がちょっと真室川で利用していなかったの、ちょっとわかりませんけれども。その辺のただ利用推進といいますか、寄宿舎生活というのは非常に規則正しい生活を突貫しますので、生徒にとってみればゲームもできないです、テレビも。だから、私は寄宿舎とか寮というのは、思春期の大事なときにきちっとした教育の一つの一環でもあると思うのです、話があればですけども。ですから、何人ぐらい希望したら入れるのかなと。入りたいと思う人が入れる、60人の人が対象になるのではあれですけども。だから、定員が30名で対象者が何人ぐらいになりそうか。そして、今後どういうふうに1人でも2人でもやっていくのか、その辺統合に向けて必ずその辺の質問も出てくるのではないかと思いますので、今わかる範囲で結構です。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長、佐々木明君。

○教育課長（佐々木 明） 寄宿舎については、議員おっしゃるとおり通学困難な者ということのほか、いわゆる団体生活になれさせるという学校教育の一環として設置するということになってございますので、両方の機能を持たせて運営しているということであります。6キロ以上の遠距離という部分が一つの線引きになっておりますけれども、おおむねという部分が頭につきまますので、6キロだからということできちっとそこで切るという話ではございません。それで、

何人ぐらい利用するかという部分につきましてですけども、交通の便が大変よくなっておりますし、及位中学校の登下校についても今詰めを行っているところでございまして、できるだけ時間のかからないような、そして利便性の高い手法を考えていきたいということで検討しております。したがって、希望者については春先です、春先というか、新年度入ってから希望調査をしますけれども、そう多くはないのかなというふうに見てございます。ただ、統合のための座談会、意見交換会などをしてきた際には、寄宿舎を希望すれば入れさせてくれるのですかというお話は受けております。こちらとしては、今までの例等から申し上げて、複数名の希望が出てくれば、寄宿舎の開設ということも考えなければならないのかなというふうに思っております。

○議長（佐藤忠吉） 7番、大友又治君。

○7番（大友又治） 今まで真室川中学校ゼロでございましたので、これで及位中がなくなるということで、もう県下で1つの寄宿舎ですから、ぜひ定員30名いるので、だから真室川中学校の売りだというふうにできるようにひとつその辺の対応をよろしくお願いしたい。答弁要りません。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第5、議案第34号 真室川町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。**

質疑を求めます。質疑ありませんか。9番、佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 防災会議条例が制定されまして、平成12年から活動していると思うのですが、これ今日まで何回会議を開催されましたか、お伺いします。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） これ昭和38年の条例制定でございまして、私が記憶しているのは改正されている平成12年3月に改正されてございます。というのはこれは、地域防災計画というものを

新たにつくり直すというような前の段階での法施行によってこの会議条例を改正したものというふうに理解しておりますけれども、済みません、改正後につきましては平成14年に現在の真室川町地域防災計画を策定いたしました。その際に審議過程と認定と申しますか、審査をしていただくために開催した。それ以降は、現在の開催してからはしてございません。これは、常設ということではなくて、ここの所掌事務を見ていただければおわかりのとおり、基本的に地域防災計画を作成し、及びその実施を推進ということで、この防災計画策定をすると。実施の推進については、これらの方々を招集してやってきたということは、残念ながらやってきていない経過でございます。なお、今見直ししている地域防災計画、これを審議していただくために今年度中に改正後の条例に基づきまして改めて任命をして開催をしたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 9番、佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 昨年度の東日本の災害によって非常に注目を集めた。それから、こうした防災計画を見直そうということから始まったのだというふうに思います。平成14年に開催して10年間やっていないというのですから、あってないようなものなのですよ。それだけ町民の防災に関しては、行政の力がプラスになっていなかったと。ないがしろにはしていなかったと思うのですけれども、去年の災害によって目覚めたということであって、国県にしてもますます防災に対しては力を入れているようでございますし。それから、このたびの防災の組織です、会議、1号委員から8号委員まで随分おります。そんな中、充て職的な公務上必ず必要であるというような方が随分載っていると思うのです、委員の中に。例えば消防長の例を引いて申し上げます。これは、広域の消防長でしょう。ということは、これは真室川町だけの防災会議が設置しているというわけではないと思うのです。他の町村でも防災会議というのは設置していると思うのです。そういう意味では、この消防長一人を見ても重複をしているのではないかなというふうに思うのです。各町村に防災会議の名前の中に消防長、消防長、消防長と。各町村の中に名前が出ているのではないかなというふうに私は思うのです。これもいいと思うのですけれども、例えば真室川町で災害が起きる、起きるといふか、起きた。そのときもこういう防災会議の招集とかいろんなことあると思うのです。これが真室川だけで災害があったというのであればよろしいのだと思うのですけれども、それに限らず他町村も巻き込んだ大きな大災害になったとき、このメンバーでどうやって会議を開くのかなというふうな疑問が出たものですから。確かに立派な名前、役職の方ばかりおります、学識経験者から。それはいいのですけれども、いざ大面積によってそうした災害が一旦起きたというときに、防災会議開きましょうといったときにどうやって招集するのですか。みんな他の町村にも委員として招集されると、こういうことも可能になるのではないかなと私は思うのです。最後に集まったのは、町の管理職、あと消防団長、あと郵便局長さん、こういった方だけではないかなと私は危惧するのですけれども、

この辺のところはいかがですか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） これ議員がおっしゃられるとおりに今までも常設して常に災害、例えば先般ありましたような災害、町単の災害のときにこの方々を呼んで情報を共有してどうこうするというものではございません。かなり大きい災害を想定してございます。というのは、災害対策基本法の定めによりまして、山形県防災会議、各市町村防災会議を設置をすることが定められてございます。したがって、これら組織的に情報を共有するような災害の発生を想定していると。そのために地域防災計画についても各市町村が策定し、それを山形県防災会議で承認するという流れでございます。裏を返せば各地域の防災計画は、県のを地域版用の形になってございます。したがって、市町村独自の防災計画が自由に定められるかということでもございません。したがって、それらを統括して、広域災害起きた場合に統括して災害対策本部を設置して、その機能を有効に発揮するということからすれば、各これらの委員が重複するということは、これはやむを得ないことだろうというふうに考えてございます。したがって、1号、2号、3号につきましては、これは全て、ここに山形森林管理所最上支所長ということ私どもでございますけれども、新庄河川事務所長、あとは2号であれば最上総合支庁の総務企画、建設、保健所、これは各市町村が全て同じ指定をするというふうにございますので、これはやむを得ない部分があると。ただ、今回新設されました、あと指定公共機関または指定地方公共機関、これは電力ですとかJRですとか郵便局、マスコミです、これも同じであると。今回新設されました新設の8号委員、これがまさに自主防災組織の代表者もしくは学識経験者ということでの今回の教訓を生かした改正内容でここが追加されているというふうなことになります。では、実質的に大きな災害が起きた場合はどうするのかという話でございますけれども、先ほどの一般質問でもお答えしましたように、去年の11月に広域的な災害が起きた場合というふうなことで金山、真室川、鮭川、これに同じでございますが、省略しますが、各これらと、ここの防災会議に属する組織の中で想定した災害のシミュレーション対応を行ったということでございますので、その中でこれらが生きていくものというふうに考えてございすし、もしそういった場合の防災会議となりますれば、これは合同で開催することになろうかと、もしくはそれらもかなり広範囲に及ぶものとなれば、これは市町村の合同ということではなくて、県の防災会議が所管するというふうなことになりますので、いずれにしても現実的には起きてございません、想定でございすけれども、そのような形になろうかなと。ただし、今回の防災会議及びこれらの災害対策基本法がこれらの防災会議が有効に機能するようにということでの開催でございすので、防災計画つくった後、次の見直しまでやらないというようなことではなく、定期的な開催ということも考えていかなければと。それについては、河川事務所、国交省のほうでも郡内の災害の危機管理演習というものを今後も継続してやっていきたい

というふうな話もございますので、それら等対応しながらこういった会議、情報交換をやって
いきたいなというふうに考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 事務方の論理としてはそうだと思います。やっぱり現場があるわけですから、
6号委員の消防団長、5号委員、4号委員あるいは8号委員の自主防災組織を構成する者、こ
ういうふうにあります、学識経験者のある者、5名以内と、含めて5名です。こうした現場の
人たちの委員が本当に現場に合った一つの防災対策といいですか、そういうものを肌で知っ
ているのではないかと私は思うのです。上部のほうの委員もいろいろな連携のためには必要か
と思いますけれども、こうした方が本当に防災会議に必要なメンバーではないのかなと私は思
うのです。あなたの論理もわかります。ただ、先般というか、先ほど一般質問で同僚議員が防
災対策につきましてもいろいろ質問しておりました。防災会議、対策、まだまだ練り中だとい
うふうに総務課長、町長答弁をしております。私は、いつまでも計画中ではどうにもならない
のではないかと私は思うのです。皆さん、あした災害に遭うかわからないのです。そうではな
いのですか。去年だってあの災害のとき、私たちここで議会をやっておりました。あんな大きな地震が
来るとは思いもしなかったのです。いつどこでどうやって来るかもわからない災害ですから、
一日も早くそうした対策、要するに減災対策です。来たものは仕方がないのです。それをいかに
減らすかということの対策を急がなければならないと私は思うのですけれども、町長いかがで
すか。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 国の動向等または県の動向を踏まえながら事務方で進めてきています。確かに
議員の言われる遅いということはお指摘のとおりだと思います。関係機関との調整等もありま
す。それに見合った対策を講じてまいりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） もう一回だけ。町長、私たちも来年3月任期なのです。本当に町民の安心、安
全とこういうものを考えますと、一日も早い対策、減災対策というものをとってもらいたい。
職員挙げてやってもらいたいのですけれども、いかがですか。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 職員挙げて進めてきております。また、庁舎の消防隊というようなことも進め
て、実際実績を上げながら進めてきています。さらなる予防対策というようなことでは今後も
進めてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありませんか。8番、佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） ただいま質問された一廣議員と似たようなことになりますけれども。

まず、旧条例の中の防災会議の設置というのは、ここの条例に書いているようにやっぱり災

害が起きた時点で会議を開くというような形になっています。今回東日本の震災の影響があったから災害対策法の基本条例が改正になったわけなのですが、今回条例改正をして、災害のあるなしにかかわらず、常に災害が発生するような状況を重要事項として捉えて会議を開くということですから、これ大変いいことだと思うのです。ただ、これ最近我が町も余り地震においては大したことがなかった、大きなものといえば水害だろうと思うのですが、やっぱり今回同僚議員の一般質問にもありましたが、従来の要するに避難場所の見直しというのはまだされていないわけです。こういうものもこの会議の中で見直して設定されるのではないかと思います。いかがですか。それから、これはいつごろまでする予定ですか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） まず、これ防災会議の条例改正でございまして、これがあって初めて動くというものではないということをまずご理解をいただきたい。過去の災害においては、災害対策本部を設置しながら活動しているわけでございまして、改正がおくれているとか地域防災計画の見直しが進んでいないからやれないということではないということを確認していただきたい。地域防災計画につきましては、国、県がその見直し案を出さない限り、市町村はその作成に入ることはできなかったわけでございます。これが3月の末にようやくできてきました。それをもとに各市町村は、そのコンサルタントもしくは自前での見直しというのは非常に難しいと、今回は。前の14年につきましては、言葉は悪いのですが、大体ひな形というのが定まっております。それに応じて作成をしたわけでございます。今回は、国については津波等を大きく改正をしてきたと。県にあっても日本海の津波を想定したものが入ってきていると。それに対して援助経路でございますとか避難経路、援助物資の搬入路、搬送計画、これが付随されてきてございます。したがって、そう簡単に今回が町にあっても余り津波とか関係ないとはいっても、それらとリンクをせざるを得ない関係上、見直しには時間かかると。これは、机上の話でございますので、それがなければ動かないということではございません。ということで前も申し上げましたように、これから実質的に自主防災組織としてどのように動いていただくかということを含めて、県のほうも2年前から地域に入ってそういった座談会をしてございますし、私のほうでも入っております。ただ、今回自主防災組織という規約がある程度つくっていただかなければならないということから、ちょっと若干足踏みをされている地域もございますので、いや、決してそういうものではないと。まず第一に起きた場合の、常日ごろの心構えから起きた場合の避難経路をまず主とした、あとは要援護者が地域にどのぐらいいるのか、では誰がそのときにその方をどのようにするのかということの主眼として、実際活動面でのことでの懇談会に入りたいという話でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次の案件ともこれは関係するわけではございますけれども、実はこれは定めるだけであって、先ほど申し上げましたように実質的には公共機関なりJRなり、済みません、銀行とかその他

もろもろのものが入ってございますので、これはもう一度重ねますけれども、先年行われました会議の際にもそういったメンバーが入って、どのような情報を共有して連絡体系をどのようにするかという訓練も各市町村、これは持ち回りでございますけれども、やってきているというようなことでございますので、この見直しについては、書類上の見直しについてはその他もろもろがありますので、早くて12月。もし地域座談会に入ったことをまとめ上げて、それを反映しなければならないというようなことがあれば3月いっぱいかろうかというふうにございます。したがって、私どもの災害が起きたときに立ち上げる災害対策本部というものは既に従前どおり機能はしてございますので、その定めがまだ直っていないからそうならないということ、既に現状に合わせた動きでこれ動いてございますので、書類上のやりとりがそのぐらいは続くのだらうというふうなことで完成版、印刷ということまでには若干時間がかかろうかというふうにございます。ただ、内示的には今やってございます。ということで、ちょっと何月まで完全に終わらすというのは、この場でははっきり申し上げることはできませんが、できれば年内中、補正をしながら製本としては3月までというふうにございます。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） それから、もう一つここに自主防災組織というのは、これ町内の組織のことを言うのだらうと思うのですが、現在これどのぐらいの組織があるのですか、それともこれからつくろうとするのですか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 先ほど一般質問の中で私80%程度と申し上げましたが、正確には78%でございます。76集落中53組織というようなことで、これ集落単位でやる場合でございます。あとは、所属する人数でという、組織率からいけば人数という考え方もあるのですが、それでも県内では真室川は高いほうにあります。しかしながら、実効的な組織かという、まだまだというようなことで部落、地域座談会ということございまして、それら等も含めて76地区のうち現時点で結成されている五十数集落の中の、実質的に区長さんは自主防災組織の会長さんになられているのがほとんどでございますので、それらの方々の中から地域のバランス等も勘案しながら任命をして、任命というか、お願いを委嘱をしていきたいというふうにございます。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 消防OBのメンバーをそろえて、たしか名簿をつくったような記憶があるのですが、これは75集落でしたら、ほとんどの集落が出しているということですね。そのうちで55ということは、組織はつくったのだけれども、役場が認定しないとかと、そういうことではないのですか。いや、それはいいです、こういう理解ですから。それから、それも含めて答えてください。

それから、昨今テレビ、新聞なんかで見ますと、災害のときに民間企業との提携というのはよくやっています。この前たしか上山でしたか、災害のときの避難所にする段ボールなんかと出ていました。我々の町でもそういうことの必要性はないのかどうか、それまで考えているのか、その辺を答弁ください。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 消防ＯＢという方々を主としたというのは、あれは予備消防団でございまして、自主防災組織とはまた、ということでございます。自主防災組織は、区長さんが地域の状況ということになりますので、なされているということです。ご理解をお願いいたします。あと、要するにお断りしたということではございませんので。あと、なかなか進まないというようなので、駅前とか連担するところで一つ一つつくっても意味がないだろうというふうなことで、今駅前の地区の方に話をしてございます。今回も防災訓練しましたところの元町から末広町までとか、もう既に連担してございまして、ではそこがどういうふうに避難経路とか一時避難場所が違うのかということと同じでございまして。ただ、避難経路が若干違うということもありますので、そういった場合には一つ一つつくって、面倒な役員を、ある程度の役員も中に選任していただかなくてはなりませんので、そういうことがちょっとネックになっているということから合同でも構わないのですと。例えば５つの地区まとめて防災組織をつくっていただいて班割にさせていただくとか、そういうような形でも構わないというふうなことで今お願いをしているところであります。

あと、災害協定でございすけれども、ちょっと先般まとまったものがあります。ちょっとお待ちください……ちょっと済みません……災害協定につきましては、年度と全部というのはちょっと申しわけないのですけれども。まず１つ、当然ながら最上総合支庁、工事事務所等とはやってございます。そのほかにいわゆる民間の方々との災害協定でございすけれども、姉妹友好都市とかそういったものを除いて、近年やったものにつきましては段ボール製造会社と、これは最上郡一緒でございすけれども、これについて災害時にベッドとかつい立て、体育館の中で分けしながら避難しなくてはならなくなった場合、冷たいところから逃れるとか。段ボールをベッドにしますと、それが物入れと申しますか、にもなっつてつい立てにもなると。それを優先的に供給しますという協定を結んでございます。そのほか町内の建設業者と協定を先般結んだところでございます。これは、災害が起きれば受注とすぐ言わないで、とにかく最初の初期対応、応急対応を、設計がどうだとかあれだということではなく、その日のうちに対応していただくと。それで、提供可能な物資の書面も出していただいておりますので、それらでホットラインと申しますか、それぞれ町内７社でございすけれども、そこの代表者に電話をかければすぐ対応していただけるというようなものでございます。そのような形で、済みません、後ほど個数と相手先について若干保留をさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありませんか。1 番、外山正利君。

○1 番（外山正利） 防災条例について私は賛成で、この議会通れば条例が成立するわけですが、早くやっぱり公布して、いわゆる想定外のことを考えると早く任命をして、そして町長の諮問を受けて、そして防災に対する学識経験者なりそういった人の意見を早くもらうということが私大切だと思うのです。条例だけつくって、町長の諮問が何もなかったなんていうようなことで、会議が開かれなかったなんていうようなことではやっぱり困るわけですから。当町においてもいわゆる想定外ってあるわけでしょう、町内のこと、いろんなところを見れば。この堤防一つ見たって、この堤防を越えれば津波来たときに、だってこれはいつ来るかってわからないわけです。そういうようなことからすれば、条例を早くつくって、やっぱり中身、いわゆる芯を早く入れるということを、そういう作業を進めてほしいなということを要望しておきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

（何事か声あり）

○総務課長（新田隆治） では、そのようになるべくしてみたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 質疑求めます。質疑ありませんか。6 番、名村肇君。

○6 番（名村 肇） ここに書いてある学識経験者というふうな文字がありますが、町長が任命する学識経験者というふうなことでありますが、具体的にはどういうふうな職種を予想しているか、わかった範囲でいいです。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 学識経験者と言われますと、学者さんについては今回の東日本大震災でいろいろな方々が手を挙げてマスコミ等でしゃべっているわけですが、そういった方々ではなくて、町内で例えばまさに消防団幹部経験者でございますとか各施設を当時災害時にお守りになった方々とか、地域でそういう災害に遭われている方、学識となるとなかなか難しい面がございます。これは、実際面の中で経験をされて、それを的確に私どもに助言をしていただくという方を、まだ人選はしてございませんが、そのような観点でお願いしたいと考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 名村肇君。

○6 番（名村 肇） 実は、ここに書いてある最上広域市町村圏事務組合消防長と書かれてあります。この経験者が町内に2名おります。皆さんご存じだとは思いますが、そういう方に協力を仰いだらどうでしょうか。それ1つと、先ほど同僚議員、段ボールや何かの協定を結んだというふうな話がございました。総務課長からは土木関係者の会社と協定を結んだというふうに伺いました。そこで、一発何かあれば、生活していく上においては水とか、それから食料です、そういうふうな関係の協定はしているのでしょうか。いかがですか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 食料、水につきましては、現実にはやってございません。あと、済みません、追加ですが、最上地区のし尿及びごみ、産廃業者組合との協定をやってございます。というのは、やはりし尿が一番問題になるというようなこともありまして、それらも最上郡8市町村でございすけれども、それもやらせていただいていると。あと、先ほどの経験者につきましては、私どもわかってございますが、参考にさせていただきますということでお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありませんか。7番、大友又治君。

○7番（大友又治） ちょっと関連します。災害時の協定なのですけれども、戸沢村とそれから戸沢村の建設部会と商工会支部、商業部会が災害時の提携を結んだというふうな新聞記事があったので、今いろいろお聞きをしたのですが、町の中では北部商業組合とのそういう提携、非常災害時の生活必需品等物資供給に関する協定、これは商工会とは結んではいますのですか。そこをちょっと確認お願いしたい。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） そちらとは結んでございせん。というのは、小売業者の場合に仕入れると。当然小売業者さん自体も被災者になられますので、現実論としてそういうルートが確立されている業者さんでないと、なかなかこれ難しいのだろうというふうに考えてございます。大手の、例えば町内に大手だとコンビニエンスストアとかそういう日常的に常の流通経路が確立されている部分ということが第一義的にちょっと今後考えていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 大友又治君。

○7番（大友又治） ただ、戸沢村ではそれを商工会支部の商業部会と提携を結んだということですから、北部商工会の中なのです、これ。それで、真室川としてもそういう生活必需品の非常災害時の物資供給に関する協定をここの真室川町の部会と商業部会と結んでもこれはいいのではないかという気がするのですが、建設業界とも結んでいるわけですが、何かあったときには。だから、確かに建設業界とも支援活動等に関する協定を結んでいるのであれば、生活必需品のそういうのも結んでいて悪いことではないと思うのですが、その辺の考えどうでしょう、町長、戸沢村で結んだという新聞記事がこの前出ているのですよ、9月4日付の新聞で、もうごらんになったと思うのですけれども。その辺の考えはどうでしょうか、町トップとして。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 同じ戸沢、金山、鮭川、真室川での北部商工会ですので、そういう連携を取りながらということは当然だろうかと思いますので、検討していきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで会議を閉じ、休憩します。

(午後 2時30分)

(休 憩)

(午後 2時45分)

○議長(佐藤忠吉) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

初めに、留保がありますので、留保を福祉課長、佐藤佐幸君から申し上げます。

○福祉課長(佐藤佐幸) 先ほど大友議員の再質問で留保しておりました地域活動支援センター等の運営に伴う交付税算入についてお答え申し上げたいと思います。交付税算入につきましては、単位費用という形で算入されておりますので、人口10万人当たりの費用という形から当町の人口に割りかえますと179万5,000円という形で、人口割にすればそういう数字が入ってございます。

以上です。

○議長(佐藤忠吉) 町民課長、高橋秀一君。

○町民課長(高橋秀一) 大友議員の一般質問の保留事項についてご報告いたします。

重度心身障害児医療の単独補助をやっている山形市の金額ですけれども、22年度で約500万円ということでございます。あと、真室川町分のこれは広域でやっている部分でございまして、負担ありの分が約90万円という数字になってございます。

以上です。

(「人数はわかりますか」の声あり)

○町民課長(高橋秀一) 町は18名なのですけれども、ちょっと山形市のほうは人数までは。恐れ入ります。

○議長(佐藤忠吉) 執行部で留保の方ありますか、ありませんか。

○議長（佐藤忠吉） **日程第6**、議案第35号 真室川町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第7**、議案第36号 真室川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。8番、佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） これは、骨髄移植と末梢血幹細胞移植と大変聞きなれないような言葉なので。

まず、骨髄移植というのはたしか白血病に対応するための処置だと思うのですが、末梢血幹細胞移植というのはどういうものなのか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 私もこれかなり専門的なものになりますので、ちょっと知識ははっきり言ってございません。どういうものかという部類ということであれば、今言ったように白血病でありますとか造血細胞の再生というか、増殖というか、それを促すための処置と、手術と申しますか、という部類しか、申しわけございませんが、知識は持ち得てございません。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 要するにドナー提供をした場合の休業補償のようですけれども、これはよく見ると身内、親族はだめなのですね。親族以外の方の提供ということなのですが、これはどういうわけですか。それは、わかりませんか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 申しわけございません。確かな理由はわかりません。医学的なことかとも思いますし、もしくは親戚間という、肉親間血統の関係なのかは、ちょっと私も申しわけございませんが、知識がございません。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第8、議案第37号 町立真室川病院の一部負担金、使用料及び手数料条例**
の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） これもちょっと我々認識不足であろうと思うので、ちょっと勉強のためお聞きしたいと思うのですが。老健施設の入所者が病院で診療を受けた場合に、これは保険適用外だというようなあれですが、これはどうしてなのですか。例えば老健施設に入っている方でも広域連合あるいは後期高齢の保険に加入しているのではないかと思います。その方々がどうして病院で診療を受ける場合に自由診療になるのか、ちょっと教えてください。

○議長（佐藤忠吉） 事務長、佐藤保君。

○病院事務長（佐藤 保） 老人福祉施設には、老人介護施設と老人福祉施設ということになりますけれども、老人福祉施設については指定ということでありまして。介護老人保健施設というのは、許可を受けている施設のことでありまして、当町では梅花苑のみが唯一指定を受けている施設でございます。そこには医師が常駐するという条件がございますので、簡単なものはそこでしてくださいよということでのこういうふうな報酬の決まりがあるというふうに判断しております。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第9**、議案第38号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第10**、議案第39号 平成24年度秋山牧場管理用機械購入契約の締結についてを議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。高橋保君。

○5番（高橋 保） この場合、物品購入契約の締結なのですが、工事請負の場合はいわゆるランクづけによって指名入札参加になるわけなのですが、物品購入の場合はランクづけがあるのかなのか。そして、今回のこの件について入札参加された業者が何社あるのか。そして、予定価格に対して落札価格がどのくらいの比率になっているか。以上、3点をお知らせいただきたい。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） お答えいたします。

物品の場合のランクづけということですが、物品についてのランクづけはございません。2つ目ですが、入札業者数の関係ですが、指名について3社、応札について1社というふうになっております。落札率については、89.5%というふうになっております。

(「はい、わかりました」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 質疑を求めます。質疑ありませんか。6番、名村肇君。

○6番(名村 肇) 購入する機械ですが、トラクター1台、ブロードキャスター1基、ロータリーブロー1基とあります。トラクターはわかるのですが、ブロードキャスター及びロータリーブローというのはどういう機械なのか、わかる範囲でいいです、簡単に説明をお願いします。

○議長(佐藤忠吉) 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長(八鍬重一) あえて日本語で言いますと、ブロードキャスターにつきましては肥料散布機、ロータリーブローにつきましては回転式吹き上げ機というふうな名前になるかと思います。追加しましてロータリーブロー、回転式吹き上げ機につきましては、あそこの畜舎が2,000平米ほどの面積でして、屋根から雪が落ちます。その排雪用として使うための機械でございます。

○議長(佐藤忠吉) 質疑ありませんか。7番、大友又治君。

○7番(大友又治) それで、ブロードキャスター、肥料散布機なのですけども、これトラクターの仕様といいますか、あそこのこれ草地の、秋山の草地に肥料を散布するためですよね。それとあと、除雪用に回転式吹き上げ機をアタッチすると。それで、各ですね、全体の契約金額が920万なのですけども、例えばトラクターでこれぐらい、ブロードキャスターでこれぐらい、これは案分で結構です。もともとの予定価格はあったのでしょうか。だから、これを案分するとトラクターが大体。それで、型式といいますか。それで、あそこの草地を、草地面積、ちょっと今私中にないのですけれども、この肥料を何回あそこを、草地に何回振るのか。それで、このトラクターを使ってそれだけの面積を散布するには何日間かかるのか。今まではどういう方法でやっていたのか、そこをちょっとわかりましたら。

○議長(佐藤忠吉) 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長(八鍬重一) まず、仕様について申し上げます。ブロードキャスターですけども、容量仕様になっていまして、600リッターというふうになります。回転式吹き上げ機につきましては、これ幅、ロータリー部分の横幅というふうになりますが、2.5メートルの仕様になっています。

(何事か声あり)

○産業課長(八鍬重一) これ本来はといいますか、飼料作物の例えばデントコーンとかの収穫の機会の用途にするもので、それを排雪用にも転用できるということでの内容であります。それで、トラクターにつきましては108馬力のトラクターということになります。それで、肥料散布関係の散布回数なのですが、ちょっと今手元に数字がございませんので、正確な数字は申し上げられないのですけれども、おおむね2回というふうに聞いているところです。従前、実は平成7年に購入している機械が前の牧場の整備事業でございまして、トラクターと同じようにブロー

ードキャスターがございました。それは、平成7年購入ということで耐用年数も相当経過しているために、このたびの草地、従前35ヘクタールと9町歩拡張して44ヘクタールになっております。それに対応するための容量というふうになっています。このものにつきましては、県の補助事業を利用して導入するために仕様と作業要件、規格について県の承認をいただきながら進めておりますので、過剰あるいは過少というようなことではなく、適正な規模だというふうに考えているところであります。

○議長（佐藤忠吉） 7番、大友又治君。

○7番（大友又治） それで、108馬力のトラクター、600リッターのブロードキャスター、2.5メートルの小幅の。これロータリーブローア、デントコーンをサイロか何かに詰めることもできるようなやつなのですか、これ。さっき収穫もできると、サイドではなくて、例えばデントコーンを収穫してトラックにばあっと吹き上げて、それもできるということですね、今先ほどの答弁で。それはいいです。それで、これの畜産のほうの補助金、これ県の単独ですよ、国庫ではありませんよね。そうすると、会計も何も来ないということですね。それで、これ920万に対して補助率、補助金わかりましたら教えてください。それで、トラクターとブロードキャスターと、それからロータリーブローアです、おのおのどれぐらいだったのかという、大体おおむねで結構です、だから。当初は、きちっと設計はあったでしょうけれども、予定価格はあったでしょうけれども、落札をまとめてしているでしょうから、大体の案分で結構です。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 失礼しました。トラクターにつきましては、おおむね730万円、ブロードキャスターにつきましてはおおむね60万円、ロータリーブローアにつきましてはおおむね100万円に消費税を加えた金額で契約金額というふうになります。

○議長（佐藤忠吉） 続けて答弁してください。

○産業課長（八鍬重一） はい。補助率につきましては、12分の5というふうになっております。

○議長（佐藤忠吉） 7番、大友又治君。

○7番（大友又治） もう一つあったのですが。やって2回散布をすると。それで、1回に44ヘクタールを散布するときに、だから全面積を散布するに、この仕様の108馬力のトラクターで600リッターのブロードキャスターを使ったら、あそこの草地全面積を何日で作業完了できるか。だから、それを2回やるということです。それによって規模決定の算出根拠というのが稼働何日かということでこれを設定していると思うので。だから、44ヘクタールを肥料散布、キャスター使って肥料を散布するに何日間かかる、当初計画でいいです。これを補助事業で採択してもらうために何日というのは出さないと恐らくないと思うので。だから、何日ぐらいを想定して、例えば肥料を散布するにこの時期に何日間をかけてやるのが一番効率的だというのがあってしょうから。だから、その辺の何日ぐらいかかるのかというのがわかりましたら、わからなければ

ば後で結構です。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） ただいま規模決定要件等の詳細については、手元に資料を用意しておりますので、後ほど答えさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第11、議案第40号** 平成24年度秋山牧場クレーン付運搬車購入契約の締結についてを議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。高橋保君。

○5番（高橋 保） ただいま私の質問でランクがないということでしたので、入札に参加した業者と予定価格に対する落札の比率をお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 指名業者については6社、応札業者については2社、落札率については94.5%というふうになっております。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありませんか。7番、大友又治君。

○7番（大友又治） これも同じく仕様です。何トン車で、それから用途が例えば家畜の搬送ではないでしょう。これは飼料、仕様と何トン車で用途です。これも畜産のほうの補助対象になるのかどうか、そこをちょっと確認させてください。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） まず最初に、仕様でございますけれども、積載重量については6トン、クレーンつきでございますので、クレーンについては2.9トンの5段クレーンというふうになってございます。用途につきましては、まず第一にSGS、それから乾燥ロール等の飼料の運搬用であります。運搬につきましては、町内の耕種農家、さらには場内で新しくしました9町歩

部分については、当面採草専用というふうにしておりますので、そこからの運搬。さらに、ロールにつきまして最低でも200キロ以上あるいは1トンぐらいする大きなものですので、それを運搬する車両の積み込み車と言われていますが、積み込み車の車両運搬等に使うものであります。同じく規模決定等の根拠につきましては、ちょっと手元に用意がございませんので、後ほど答えさせていただきたいと思います。

（「補助対象はどうですか」の声あり）

○産業課長（八鍬重一） 同じ補助率で補助対象となっております。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第12、議案第41号** 平成24年度まむろ川温泉梅里苑改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。10番、五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） まむろ川温泉梅里苑の改修工事の請負締結なのですが、最初にお尋ねします。

機械の購入でもありました。これも我が町は、指名競争入札を取り入れているわけです。したがって、指名をした業者数、これが何社で、またその中には町内企業が何社入ったのかなということ、そして落札率等。それから、当初予算において約8,000万の当初予算をしておったわけなのですが、予定価格等々あると思いますが、これは事業の変更をしたのかしないのか、6,200万ほどの落札となっております。約1,800万、当初予算よりも安く落札されたことになるわけなのですが、そのまず経緯等お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 最初に、指名業者数でございますけれども、6社でございます。町内企業については入っておりません。落札率につきましては、79.7%ということでございます。最後の計画等変更があったのかということですが、当初の予定設計より入札の段階で変更は

しておりません。

○議長（佐藤忠吉） 10番、五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 79.7%の落札率と六千二、三百万の金額になろうかと思います。いい金額での落札になったなという理解しますが、余り安く落札されますと、手抜き工事というようなことも出てくる可能性がありますので、ここら辺のものについては監査、検査をきっちりやっていかなければと思いますので、ここら辺は厳格に工事の経過を見てもらいたいと思います。そして、町内企業が入っていなかったというようなことなのですが、これも建築に関するさまざまなランクがあるわけなのですが、そこで議長、ちょっと請負工事契約に対する関連性になる質問、今のランクづけとかのものになるのですが、関連ありますので、質問許してもらえますか。

○議長（佐藤忠吉） どういう内容ですか、関連は。

○10番（五十嵐久芳） 建築にかかわる指名をする基準額ですが、これらについてちょっとお尋ねしたいと思うので、質問をさせてもらいたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 関連ありますので、発言を許可します。

○10番（五十嵐久芳） 建築に関するいろんな落札、基準価格、ランクに対する基準価格があると思うのです。それによって指名をするわけですが、梅里苑改修工事については8,000万というような予定価格の中での指名であったと思うのです。そこで、町内企業が一つも入っていなかった、指名されなかったということは、8,000万では町内企業が指名されない基準になっているというような考えを理解をするわけです。そこら辺の基準額というのは、お示しできればお示し願いたいなと思うのです。そして、基準価格、これは町の条例になるか、要綱等々で決めていると思うのですが、これ町独自の基準額として設定されているのかと私は解釈するのですが、その辺。そうでありますと、最上郡内、各町村、いろいろ定めがなされていると思います。そこら辺の比較ですな、この比較、同等になっているのかなっていないのか、そこまで一つお尋ねします。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 真室川町には、真室川町建設工事等請負業者選定要領というものを定めてございまして、基準額につきましては建築一式工事では5,000万以上につきましてAランク、Bランク、3,000万以上5,000万円未満がBランク、Cランク、1,500万以上3,000万未満、Cランク、Dランク、1,500万未満がDランク、Eランクというような基準を定めてございます。これは、町独自の要領でございまして、他の町村とは若干違う点もあろうかと思います。あと、最上管内の格付でございまして、市町村が皆一致しているというようなことはございません。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） 五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） やっぱりこれ町村独自で基準額を決めているわけです。ここでちょっと考えてみたいのが今建設業界、10社ほどあるのですか、町内に。既存の企業の育成ですか、こういうものを考えながらしていくと、今までも町長の考えの中では、できる限り町内業者に指名し、落札をしてもらいたいというような流れの中で、いろいろ指名に携わってきたと思われます。そうしたところ、町内企業の育成というものから考えると、考えるというかな、どう既存、現企業、これらを考えていくというのかなというような、その考えについては、これは町長のほうがいいのかな、町長、どう考えているでしょうか、これ1つ。

そして、その考えをもとにやっぱりA、B、C、Aはいいです、Aはどんな事業でも何億でもとられると思うのですが、B、C、特に中堅企業、DとかEとかあるわけなのですが。やっぱりB、Cあたりの企業をもっと育成しなければなという考えを私はするわけです。したがって、それをするには基準額というのはこれでいいのかな。建築の場合ですと、今回の梅里苑の改修にしても6,000万、7,000万かかるわけです。余り建築もなくなりましたけれども、ちょっとした集会所等々をつくると、やっぱり何千万の工事費になると思うのです。あと、今建設課長言いました5,000万以上は、A、Bしか入れないわけです。真室川町には、これCランク以下の企業しかないというふうに理解なのですが、こういうものの育成もしていかなければならぬ。5,000万円ですと受けられない、町の業者は受けられないということになります。したがって、こういうCランクをBランクに上げていく、こういう育成方法を考えていかなければならぬ俺は俺なりに私は思うわけなのです。そういうところの基準額の見直しです、これらについての考えがあるのかなのか。企業育成というものも考えながら、これについてお尋ねをします。俺3回で終わりだ。いいです。これお願いします。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 町長にお尋ねのようでございますが、町長は指名審査、入札に関しては一切関知しない立場でございますので、私のほうからお答えをいたします。

私職務上、指名審査会の会長をしてございますので、その関連も含めて申し上げますが、確かに要領というものは市町村が定めるものでございます。しかしながら、市町村独自の裁量によって基準がそれぞれ著しく違うとか、この場合はこうだという一定性がないというものではないものでございます。したがって、県及び先ほど建設課長が申しましたのは、必ずしもこのとおりにはなっていないかもしれないということございまして、自由に定められるということではないということをご理解を願いたいと。したがって、これについては先ほど多分会計検査が入るからどうかと、こういうことではなくて、技術力、業者の技術力に応じたランクでございまして。発注する建物の金額もございまして、その内容と質と申しますか、それらも当然でございます。これまで何回かそういったお話がされてきましたけれども、業者育成と

いう育成という言葉、意味合いですが、これは気持ち的には私もわかっております。しかしながら、財政の効率的執行とは相反するに近いものがございます。したがって、育成というのは業者も外で武者修行していただいて自分の点数を上げていただかないと、いつまでたっても点数上がりません。私どものランクを下げるということが育成ではないというふうに私は考えてございます。ランクを下げるということは、今の時点でできないと、できるものではないと。

（「ランク」の声あり）

○総務課長（新田隆治） ランクの。あと、金額の設計も現時点で大きく変えるということではできないと思います。ランクは、Cでございます、うちの建設については。あと、ランクに要件とございまして、技術者がいないとだめというふうなでございます。これは、建設の質にかかわるものでございますので、いわゆる議員が今おっしゃられた手抜き工事になる可能性が大きいと。したがって、ランクが設けられている。そういう観点もございまして、ご理解をいただきたい。では、何ぼならどうだという話でございせんけれども、建築業をやっているうちの業者さんについては、もう少し自助努力をしていただきたいなと。こちら土木につきましては、これまで何回となく道路の区分分けと申しますか、工区分けをしながら、受注をする機会については最大限配慮してございますし、法に触れるということも一切行っていない中でこれまでやってきたわけでございます。したがって、それらも建設業者の方も重々わかりながらのお話でございますので、さらに今後ランクを上げてもらうには、やはりそれなりの技術者を養成するとかほかで工事の実績を上げていただくと。これがその点数が私どもが勝手にするものではございませんで、山形県の経営審査等を受けての点数をもって私どものランクづけになっているというようなことでございますので、私どもでこれらについて何かできるというものでもございせんので、なるべく今回思ったより安く落札したわけでございます。これも最低制限価格というのは設けてございせんが、確かに設計書の内容を確認しての入札ですねということでお断りしてからの落札決定になってございますので、恐らくこの業者については受注の機会を得て、自分の点数を上げるべく自助努力をしているというふうに思われます。ですから、ほかのこちらの業者もなるべくもう損してまで仕事をするということではございせんけれども、やはりそういった経営努力と申しますか、技術力向上のための努力というのは、やはりやっていただきたいなというふうに思っておりますので、これをそういった観点について、内情等について町内業者とも勉強会と申しますか、お互いどのような発注方法でどの程度の技術力を皆さん持っていてという、そういったことも必要ではないかなというふうに感じてございますので、そういった機会も余り踏み込まない範囲の中でやってみたいというふうに考えてもございまして、今後そういった観点で指名競争入札ということの維持、あとはなるべく町内業者が入れると申しますと、最上広域でやった北支所のように条件つき一般競争入札、

これは町内が当然入ってきてございます。その中で勉強してもらうとか、そういった観点が出てきますので、私ども慎重に町内業者への受注の機会ということには最大限配慮、今後もしていきますし、重ねますけれども、町内業者についてもなお一層の努力をしていただきたいということでのご理解をお願いしたいと思います。

(「一言だけ」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 質疑終わります。

(「一言だけ」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 五十嵐久芳君。

○10番(五十嵐久芳) この件につきまして、るるこれからもいろいろ協議を重ねながら、私も勉強していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで終わります。

○議長(佐藤忠吉) 質疑ありますか。大友又治君。

○7番(大友又治) ちょっとこれもここまで来ましたので、ちょっと関連になるのですけれども、建築工事だけではなくて土木工事、それから凍上災等のこれから舗装工事もありますので、この機会に、詳しいことはまた後で補正のときに凍上災出てくるので、それを質問をするに当たっても予備知識としてちょっとつかんでおきたいと思ひましたので。それで建築、これいいですか、議長、ちょっと関連なののですけれども、基準のことなのですが。

○議長(佐藤忠吉) 発言を許可しますから。

○7番(大友又治) それでは、建築工事について、町では最高がCランクだというふうなことでしたけれども、例えばCランクだけれども、限りなくBに近いCランクなのか。つまり技術者は、まず1級の技術者が1名以上いると。そして、これによりますと総合点数が800点以上だと、それがBランクになっているわけです。そうすると、今の町のCの業者がCランクで、例えば今2社あると。Cランク、650点以上だというふうになっている。だから、先ほど五十嵐議員が言いましたように、業者の自助努力で何とかできるものなのか、もうちょっと頑張ればいいのか、それともこれは、だから許せる範囲で結構です。限りなくBに近いCなのか、もうちょっとBにはなかなかいけないCなのか、その辺のところがありましたら聞きたいと思ひます。それが1点です。

それから、土木工事についても見てみますと、Cランクだと500万以上から5,000万以上まで、これは審査が入れるようになっているのです。だから、土木工事に関しては、Cランクが一番有利だなというふうな、選定要領を見てみますと。つまり小さい500万のも、500万から1,000万も入れる、3,000万以上も入れる。これが悪いのではないのですが。だから、町の業者の一番上のランクは、これもどう行うのでしょうか。これもちょっとお聞きしたかったので、今後のことがありますので、それもお聞きしたいと思ひます。

そしてあと、舗装工事なのですけれども、Aランク3,000万以上、それからBランクが入れるとすると1,000万以上3,000万未満。それで、ただ舗装工事のBランクの場合には、1級の技術者、必要ないような基準になっているのですけれども、舗装工事については町の業者はどこに当てはまっているのか、その点だけちょっとお聞きしたいのです。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） ちょっと業者ごとの点数、個別については、これ個人情報がちよっとひっかかる、精査していないので、点数について明言はいたしません、建築のBとCの大きな違いは、まず金額は当然なのですけれども、点数はそうなのですけれども、1級の技術者がいるかないかというのがまず大きな1つ、点数のほかでございます。CとDの開きが、Cが650点以上でBが800点なので、150点の開きというのはちょっとよくわかりません。1級の技術者というのは、1級建築士及び1級建築施工管理技士と、これを擁しないとBランクにはなり得ないと。したがって、ここが、努力だというのはここでございます。その職掌を採用してまでうちのと申しますか、事業者さんはBランク、ランクを上げたいのかどうか、それは意思でございますので、私はわからないところがございます。それより多数受注すると、土木のほうで。建築一本であれば話は別なのでしょうけれども、うちの業者については建築と土木が重なってございますので、それよりは土木のほうで受注したほうがよろしいというふうに判断されている、これはわからないところでございます。

舗装についてでございますけれども、舗装についてはこれもちよっと幅がある気がする。これ前の当初予算の絡みもあると思うのですけれども、舗装はCランクとBランクでございます。Aランクはございません。

土木については、土木がB、C、D、これが混在してございます。そのようなことでございまして、いずれにしてもAランクの者はいないというようなことになりますので。先ほど私申し上げた勉強と申しますのは、ランクづけの金額設定についてのことはこっちで調べると。点数を上げるにどのようなことをすれば点数が上がっていくのかというようなことを業者ではないとわからない。県ではわかるかと思うのですけれども。そういったことについてどういうふうにしてレベルアップをしていってもらおうかということの勉強会という意味で申し上げましたので、そういうようなところでお互い努力に向けて安定して経営できるように町としても最大限バックアップはしたいと考えてございますので、そういった勉強会もしながら努力をしてもらいながらという気持ちでいるということでございます。

○議長（佐藤忠吉） 大友又治君。

○7番（大友又治） それで、例えば建築でCからBに上がる、今、では町内業者では1級の技術者、1名以上というところが建築ではないということですか。

（「いない」の声あり）

○7番（大友又治） いないということですか。

（何事か声あり）

○7番（大友又治） 今はいない。いや、これがもしいて、そして点数が若干800点に足りないのであれば点数を上げる努力をすればいいのしょうけれども、1級の技術者を抱えようとしないのであれば、これはちょっとやっぱりそれは町内業者についても自分たちのランクアップの努力もしてもらわないといけな。町は、町でやっぱりできることはしないといけなのですけれども。というのは、これ土木が非常にCランクでも、もう3,000万以上もらえるわけですね。つまりCランクの業者がいるわけですね。3,000万以上もらえる業者が町内にもいるわけですね。だから、曲がった言い方をすれば、1級の技術者を抱える建築のほうに力を入れるよりも、Cランクで3,000万以上をもらう土木に力を入れたほうがいいと思っているのかどうかわかりませんが、そのそこはいいです。

それで、舗装について、凍上災のときにまたこれは譲るとしまして、舗装についてはBランクでも技術者は要らないわけですね、総合点でいいわけですね。だから、BからAになろうとすると、技術者が5名要るということで非常にハードルが高いので。だから、Bは要るのですね、舗装が、町内はね、要るわけですね。では、もうこれをAにしようというのは、ちょっと至難のわざだと今これを見て感じましたので、では舗装工事、その他についてまた凍上災のときにいろいろ質問したいと思います。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありますか。佐藤一廣議員。

○9番（佐藤一廣） 当初予算でも工事費出ました。入札して6,200万というふうな入札価格に決まりました。これを当初の予算を認定するときに、我々は梅里苑が最近持ち出し随分あると。22年度の監査委員からの指摘もありました、厳しい指摘が。そういったことを考えてみますと、これだけ投資をするのですから、経営戦略を変えなさいと、私も同僚議員、みんなで言った記憶があるのです。そういう意味で経営計画です、今後の経営計画、新たな。これらのお示しを願いたい。

それから、これだけの仕事をするわけですから、イメージ図というか、パースというのですか、何かそういう図面があるはずなのですから、お示しを願いたいと思いますけれども、いかがですか。全然イメージが湧きません。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 1つ、経営計画という部分であります。中期、長期での経営計画があるわけでごさいますけれども、中期的の経営対策としまして、特に梅里苑の日帰り入浴につきましては、昭和63年以来、経営の柱としてきたところであります。ところが、平成16年をピークにずっと減少が続きまして、平成19年の6万人に比較しまして、昨年、23年の実績としまして5

万人というふうに大幅に減少をしているところであります。日帰り入浴につきましては、固定費が固定しているためにお客さんが来ていただければいただくほど収益に寄与するというような部門になっております。そこで、従前の傷みが激しいというような状況もありますけれども、経営再建の一つの柱として浴槽関係をリニューアルすることによって、日帰り入浴客を取り戻して収入の拡大を図ろうとする目的のために今回のリニューアルというふうになったところであります。当面12月の当初に、工期につきましては、休業、12月の15日までになるのですが、実際の休業につきましては11月の1日から12月の20日ごろまでを予定しております。その後再オープンというふうになるわけでありまして、集客キャンペーンということで、これまでは主に町内のお客様に使っていただいております。当然人口減少あるいは高齢化という中で利用者数の減という厳しい状況にあるわけですが、そこを補う部分としまして鮭川村あるいは金山町、あるいは新庄市北部というようなことで、日帰り入浴につきましては近接の市町村あるいは庄内北部、秋田南部からの集客を図りながら、何とか平成16年のピーク時に持っていくことが経営再建の柱だというようなことで、そういった方面、町外向けに集客対策を強化するとともに、洗い場数もふえるというようなことで、1回の受け入れ可能量がふえますので、あわせてトピック的なイベントではなくて、特に冬期間の落ち込みが大きいということがありますので、そこら辺の冬期間の誘客に図れるようなキャンペーンをリニューアルの完成とともにやっていきたいというふうに考えております。さらに、中期的な経営のあり方の部分に関しましては、そういった施設のリニューアルをした中で、各種消耗品、食材、燃料の地元調達の問題あるいは雇用の問題という部分もあるわけでありまして、町長が前議会の中で経営のあり方について検討しますという話をしておりますので、それを踏まえた検討を速やかに行っていきたいというふうに考えております。

2点目のパース図については、今手元にはございませんけれども、議会のほうに提示させていただく方法を相談させていただきたいと思っております。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 課長、再建計画、もう少し私は進んでいて、こういうことでもう、文面でもうこれでやり切りますというようなことを、私はそういう力強いひとつ欲しかったのです、本当は。これからみたいなので、ちょっと遅いのではないかなと思うのですが、あなた方、町内においても優秀な職員がそろっているわけですから、あなた方の力というのは当然我々が考えている以上に大きなものがあると思います。ぜひ英知を出し切って再建というか、やってもらいたいと思いますが、決意はいかがですか。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 誠心誠意頑張ってまいりたいと思っております。

○議長（佐藤忠吉） 外山正利君。

○1 番（外山正利） 課長のほうから営業戦略、営業戦略だかどうかわかりませんが、営業戦略らしい答弁、今受けたわけですが、他町村あるいは秋田県の北部、こういうことを今課長おっしゃいましたが、そういうPRはどのようなやり方でいくのですか。例えば予算が当然伴うわけですが、その予算措置などは梅里苑会計の中でやれるような状況になっているのか、そこをちょっと考え方を伺いたと思います。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 周知といいますか、誘客の方法でありますけれども、まずお知らせをするというようなことで、リニューアルキャンペーンの部分について、梅里苑の会計の中でリニューアル関係経費というようなことで、チラシの作成費あるいは折り込み代を見ているところがありますが、それとあわせて休業期間中の職員の直接の戸別訪問を予定しながら、顔でコミュニケーションをとりながら来ていただくというような仕組みを考えております。

○議長（佐藤忠吉） 外山正利君。

○1 番（外山正利） そういう今いる職員の人海戦術でPRできますか、商売できますか。やっぱり広告媒体使わなければ、少なくとも8市町村あるいは秋田県まで伸ばすという話だとすれば、今の体制ではできないです。できるとすればもうとうにやっていたのです。できなかったからこういう結果になっているのです。それにはリニューアルオープンと同時にそういうことを考えているとするならば、予算措置もあわせてきちっと答弁してほしいと私は思います。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） リニューアルのキャンペーン、新たな梅里苑のお知らせというようなことで新聞によるチラシ作成、それから折り込み費等を梅里苑企業会計の当初予算の中にとっているところでございます。

○議長（佐藤忠吉） 外山正利君。

○1 番（外山正利） 企業会計の中に入っている。入っているとすればいいのですが、いずれにしても今までの答弁は、八鍬課長の前の答弁は、やっぱり営業に対する梅里苑経営についてそんなに積極的ではなかったのです。ある意味からすれば今回本当に大々的にやってもらって、リニューアルを契機に集客を戻せるとすれば、私はいいわけですが、必ずしもそういうふうに絵に描いた餅になりはしないかなというようなことが私は危惧されます。いずれにしても結果は出てくるわけですから、そのときにまだあなたが課長に在任していれば、また再度質問させていただきますので、ぜひひとつ頑張ってください。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 大変済みません。先ほどの佐藤正美議員のご質問の中で、災害協定についてちょっとあやふやにお答えしておりましたので、申し上げます。ちょっと資料見つかりました、済みません。町におきましては、総和町（現古河市）等を除きまして、企業、事業所等という市町村以外の公的機関含むというふうになりますけれども、災害救助に関する真室川町長と新庄市最上郡医師会会長の協定、これが平成14年。これは、新庄市最上郡の医師会。これは、医療に関する救助ということで結んでございます。あとは、災害時の情報交換に関する協定。これが国交省、東北整備局でございます。これは、平成21年に災害対策本部が設置された際、広域的な災害でございました。この場合に現地情報連絡員を国交省から派遣するという内容でございます。あと、災害時の一般廃棄物収集に関する協定、これ申し上げました、新庄最上清掃事業組合、正式名称でございます。これが災害時の浄化槽の汚泥、し尿、污水处理や一般廃棄物の収集運搬の優先的協力と。これが平成22年の10月でございます。あと、災害時の応急対策活動に関する協定。これが先ほど言いました町内建設業者7社との平成24年5月に結びました公共施設の回復のための応急工事や支援活動でございます。災害時の物資調達に関する協定。これは、東北カートン株式会社という段ボール製品、これでございます。これが平成24年の6月でございます。なお、戸沢村さんで結んだというものは、従前戸沢村商工会と戸沢村さんが平成6年から結んでおる非常災害時の生活必需品等物資供給に関する協定で、生活必需品の供給の事務手続というのが今回合併したことによって、これらをやり直したものと。ただ、内容については当時と同じかどうか情報を得て、私どもで可能であるか含めて勉強させていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤忠吉） **日程第13**、以上をもって本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

次回9月10日の本会議は、午前10時より開会いたします。

本日はご苦労さまでした。

(午後 3時47分)